

交付図書の訂正について

令和8年2月27日付けで入札公告を行った「磐越自動車道 小松地区舗装工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和8年4月17日

契約責任者

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 佐久間 仁

【訂正内容】

- ・ 01-1_金抜設計書（磐越自動車道 小松地区舗装工事）
- ・ 01-2_金抜設計書（磐越自動車道 小松地区舗装工事） CSV データ
- ・ 02_特記仕様書（磐越自動車道 小松地区舗装工事）
- ・ 03_割掛対象表（磐越自動車道 小松地区舗装工事）
- ・ 04_割掛対象表参考内訳書（磐越自動車道 小松地区舗装工事）
- ・ 05-1_設計図（位置図・平面図） 磐越自動車道 小松地区舗装工事
- ・ 05-3_設計図（詳細図） 磐越自動車道 小松地区舗装工事

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

対象		修正箇所									
金抜設計書(1)	誤	単 価 表									
		番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要		
		97	16 - (9)	距離標 C 6 - 2	10	枚					
		98	18 - (4)	緑石工 アスファルト緑石A s - C (1 2)	920	m					
		99	18 - (4)	緑石工 アスファルト緑石A s - C (1 6)	2,470	m					
		100	18 - (4)	緑石工 工場製コンクリート緑石A	1,696	m					
		101	18 - (13)	立入禁止板	25	枚					
		102	18 - (14)	踏掛版工 t = 4 1 c m	289	m ²					
		103	18 - (15)	コンクリートシール工 t = 1 0 c m	4,011	m ²					
		104	18 - (15)	コンクリートシール工 t = 1 5 c m	1,116	m ²					
		105	19 - (1)	交通規制工 固定規制A	266	日					
		106	19 - (1)	交通規制工 固定規制B	181	日					
		107	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 1	676	人・日					
		108	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 2	9	人・日					
		正	正	単 価 表							
				番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
				97	16 - (9)	距離標 C 6 - 2	10	枚			
				98	18 - (4)	緑石工 アスファルト緑石A s - C (1 2)	920	m			
99	18 - (4)			緑石工 アスファルト緑石A s - C (1 6)	2,470	m					
100	18 - (4)			緑石工 工場製コンクリート緑石A	1,696	m					
101	18 - (13)			立入禁止板	25	枚					
102	18 - (14)			踏掛版工 t = 4 1 c m	300	m ²					
103	18 - (15)			コンクリートシール工 t = 1 0 c m	4,011	m ²					
104	18 - (15)			コンクリートシール工 t = 1 5 c m	1,116	m ²					
105	19 - (1)			交通規制工 固定規制A	266	日					
106	19 - (1)			交通規制工 固定規制B	181	日					
107	19 - (2)			交通保安要員 交通監視員A 1	676	人・日					
108	19 - (2)			交通保安要員 交通監視員A 2	36	人・日					

対象		修正箇所								
金抜設計書(2)		単 価 表								
		記 録	番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
			109	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 2 (HY)	67	人・日			
			110	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B 1 - 1	367	人・日			
			111	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B 1 - 2	670	人・日			
			112	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B 2 - 1 (Y)	30	人・日			
			113	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B 2 - 2 (Y)	60	人・日			
			114	特 - (1)	飛雪防止柵工 A	68	m			
			115	特 - (2)	防草シート工 A	67	m			
			116	特 - (2)	防草シート工 B	2,971	m			
			117	特 - (3)	標識サポート工 A	2	基			
			118	特 - (3)	標識サポート工 B	2	基			
			119	特 - (4)	スノーポール工 A	10	基			
			120	特 - (4)	スノーポール工 B	69	基			
			単 価 表							
		正	番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
			109	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 2 (HY)	441	人・日			
			110	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B 1 - 1	367	人・日			
			111	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B 1 - 2	670	人・日			
			112	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B 2 - 1 (Y)	75	人・日			
			113	19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員B 2 - 2 (Y)	90	人・日			
			114	特 - (1)	飛雪防止柵工 A	68	m			
			115	特 - (2)	防草シート工 A	67	m			
			116	特 - (2)	防草シート工 B	2,971	m			
			117	特 - (3)	標識サポート工 A	2	基			
			118	特 - (3)	標識サポート工 B	2	基			
			119	特 - (4)	スノーポール工 A	10	基			
			120	特 - (4)	スノーポール工 B	69	基			

対象	修正箇所																							
特記仕様書(1) 17-2 建設副産物の活用等 (2)再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地	<div style="text-align: center;">修正箇所</div> <table border="1" data-bbox="926 305 1644 418"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>路面切削廃材 舗装版取壊し材 (STA. 686+20~734+00)</td> <td>約 2,610m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1" data-bbox="926 468 1644 632"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊</td> <td>(有)富士建材</td> <td>阿賀野市六野瀬 2436-1</td> <td>受入時期時間:8:00~17:00 平日、1辺50cm以下のもの(超える場合は 別途小割料が必要) 土曜、日曜、祝日不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>17-3 再生資材供給量の報告 本特記仕様書17-1「再生資材の使用」(2)の照会により、工事的物に要求される品質が確保されない場合、又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-7)し、その指示に従うものとする。</p> <p>17-4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18. 事前検査に関する事項 18-1 事前検査 事前検査とは、しゅん功検査を実施しようとする時期に、現地気象条件及び現場仮設設備設置状況等により工事的物の現場検査の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査に先立ち現場検査を行うものをいう。</p> <p>18-2 事前検査の実施 事前検査は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、受注者から工事の現場完了届(様式-8)の提出があった場合に実施できるものとする。ただし、事前検査を実施するために必要な仮設設備等は対象外とし、現場が点在しており工事進捗状況が異なる場合等により、すべての現場が次の各号に掲げる要件をすべて満たせない場合は、適切な時期を見定めて事前検査を実施するものとする。</p> <div style="text-align: center;">18</div>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	アスファルト・コンクリート塊	路面切削廃材 舗装版取壊し材 (STA. 686+20~734+00)	約 2,610m ³	再資源化施設	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊	(有)富士建材	阿賀野市六野瀬 2436-1	受入時期時間:8:00~17:00 平日、1辺50cm以下のもの(超える場合は 別途小割料が必要) 土曜、日曜、祝日不可							
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																					
アスファルト・コンクリート塊	路面切削廃材 舗装版取壊し材 (STA. 686+20~734+00)	約 2,610m ³	再資源化施設																					
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																					
コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊	(有)富士建材	阿賀野市六野瀬 2436-1	受入時期時間:8:00~17:00 平日、1辺50cm以下のもの(超える場合は 別途小割料が必要) 土曜、日曜、祝日不可																					
誤	<div style="text-align: center;">修正</div> <table border="1" data-bbox="926 1531 1644 1644"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>路面切削廃材 舗装版取壊し材 (STA. 686+20~734+00)</td> <td>約 2,610m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1" data-bbox="926 1694 1644 2006"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>(有)斎藤砂利</td> <td>五泉市大蔵 廣瀬島1715-1</td> <td>受入時期時間:8:00~17:00 平日、ダンプに載る範囲内で大きさ制限なし 第2、3、4土曜、日曜、祝日不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アスファルト・ コンクリート塊</td> <td>五泉舗材(株)</td> <td>五泉市論瀬8820</td> <td>受入時期時間:8:00~17:00 平日、1辺50cm以下 土曜、日曜、祝日不可</td> </tr> <tr> <td>新潟舗材(株) 寺地工場</td> <td>新潟市西区寺地 1055</td> <td>受入時期時間:8:00~17:00(夜間受入可) 平日、60cm×60cm×40cm以下 土曜、日曜、祝日不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>17-3 再生資材供給量の報告 本特記仕様書17-1「再生資材の使用」(2)の照会により、工事的物に要求される品質が確保されない場合、又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-7)し、その指示に従うものとする。</p> <p>17-4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18. 事前検査に関する事項 18-1 事前検査 事前検査とは、しゅん功検査を実施しようとする時期に、現地気象条件及び現場仮設設備設置状況等により工事的物の現場検査の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査に先立ち現場検査を行うものをいう。</p> <div style="text-align: center;">18</div>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	アスファルト・コンクリート塊	路面切削廃材 舗装版取壊し材 (STA. 686+20~734+00)	約 2,610m ³	再資源化施設	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	(有)斎藤砂利	五泉市大蔵 廣瀬島1715-1	受入時期時間:8:00~17:00 平日、ダンプに載る範囲内で大きさ制限なし 第2、3、4土曜、日曜、祝日不可	アスファルト・ コンクリート塊	五泉舗材(株)	五泉市論瀬8820	受入時期時間:8:00~17:00 平日、1辺50cm以下 土曜、日曜、祝日不可	新潟舗材(株) 寺地工場	新潟市西区寺地 1055	受入時期時間:8:00~17:00(夜間受入可) 平日、60cm×60cm×40cm以下 土曜、日曜、祝日不可
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																					
アスファルト・コンクリート塊	路面切削廃材 舗装版取壊し材 (STA. 686+20~734+00)	約 2,610m ³	再資源化施設																					
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																					
コンクリート塊	(有)斎藤砂利	五泉市大蔵 廣瀬島1715-1	受入時期時間:8:00~17:00 平日、ダンプに載る範囲内で大きさ制限なし 第2、3、4土曜、日曜、祝日不可																					
アスファルト・ コンクリート塊	五泉舗材(株)	五泉市論瀬8820	受入時期時間:8:00~17:00 平日、1辺50cm以下 土曜、日曜、祝日不可																					
	新潟舗材(株) 寺地工場	新潟市西区寺地 1055	受入時期時間:8:00~17:00(夜間受入可) 平日、60cm×60cm×40cm以下 土曜、日曜、祝日不可																					

対象	修正箇所																																	
特記仕様書(2) 25-5-2 集水ます (1)種別	<p>25-5-2 集水ます 共通仕様書5-4「用排水構造物工」に次の事項を追加する。</p> <p>(1)種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区 分</th> <th>標準コンクリート量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Type B1</td> <td>Dc⁻(G)-a・b・c</td> <td>0.52</td> </tr> <tr> <td>Type G1</td> <td>Dc⁻-S-PuL、Dc⁻-S-PuL(S)、Dc⁻-S-PuLU(S) Dc⁻-S-U、Dc⁻-As(Sw)、Dc⁻-U(Sw)</td> <td>0.20~0.47</td> </tr> <tr> <td>Type I1</td> <td>Dc⁻-RG(Sw)</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>Type J1</td> <td>Dc⁻-S-St(S)、Dc⁻-S-StU</td> <td>0.15~0.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工 用排水溝の掘削残土は、本特記仕様書25-3-1「道路掘削」に示すとおりとする。</p> <p>(3) 支払 共通仕様書5-4-5「支払」に次の事項を追加する。 本特記仕様書25-5-2(1)に示す集水ますの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとするが本特記仕様書25-5-2(1)の種別以外の集水ますでも、形状、タイプが類似のものについては、本特記仕様書25-5-2(1)により最も近い種別の契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、コンクリートの打込み、接合部の施工、埋戻し、締固め、グレーチング蓋等集水ますの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-(3) 集水ます</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Type B1</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type G1</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type I1</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type J1</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-5-3 油水分離ます 共通仕様書5-4「用排水構造物工」に次の事項を追加する。</p> <p>(1)種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区 分</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dco(E)-a-b-c</td> <td>プレキャストコンクリート製油水分離ます (三層分離型)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工 用排水溝の掘削残土は、本特記仕様書25-3-1「道路掘削」に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">27</p>	単価表の項目	区 分	標準コンクリート量(m ³)	Type B1	Dc ⁻ (G)-a・b・c	0.52	Type G1	Dc ⁻ -S-PuL、Dc ⁻ -S-PuL(S)、Dc ⁻ -S-PuLU(S) Dc ⁻ -S-U、Dc ⁻ -As(Sw)、Dc ⁻ -U(Sw)	0.20~0.47	Type I1	Dc ⁻ -RG(Sw)	0.35	Type J1	Dc ⁻ -S-St(S)、Dc ⁻ -S-StU	0.15~0.19	単価表の項目	検測の単位	5-(3) 集水ます		Type B1	箇所	Type G1	箇所	Type I1	箇所	Type J1	箇所	単価表の項目	区 分	摘 要	Dco(E)-a-b-c	プレキャストコンクリート製油水分離ます (三層分離型)	
単価表の項目	区 分	標準コンクリート量(m ³)																																
Type B1	Dc ⁻ (G)-a・b・c	0.52																																
Type G1	Dc ⁻ -S-PuL、Dc ⁻ -S-PuL(S)、Dc ⁻ -S-PuLU(S) Dc ⁻ -S-U、Dc ⁻ -As(Sw)、Dc ⁻ -U(Sw)	0.20~0.47																																
Type I1	Dc ⁻ -RG(Sw)	0.35																																
Type J1	Dc ⁻ -S-St(S)、Dc ⁻ -S-StU	0.15~0.19																																
単価表の項目	検測の単位																																	
5-(3) 集水ます																																		
Type B1	箇所																																	
Type G1	箇所																																	
Type I1	箇所																																	
Type J1	箇所																																	
単価表の項目	区 分	摘 要																																
Dco(E)-a-b-c	プレキャストコンクリート製油水分離ます (三層分離型)																																	
誤	<p>25-5-2 集水ます 共通仕様書5-4「用排水構造物工」に次の事項を追加する。</p> <p>(1)種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区 分</th> <th>標準コンクリート量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Type B1</td> <td>Dc⁻(G)-a・b・c</td> <td>0.52</td> </tr> <tr> <td>Type G1</td> <td>Dc⁻-S-PuL、Dc⁻-S-PuL(S)、Dc⁻-S-PuLU(S) Dc⁻-S-U、Dc⁻-As(Sw)、Dc⁻-U(Sw)</td> <td>0.20~0.47</td> </tr> <tr> <td>Type I1</td> <td>Dc⁻-RG(Sw)</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>Type J1</td> <td>Dc⁻-S-St(S)、Dc⁻-S-StU、Dc⁻-St(Sw) φ0.20(T)</td> <td>0.15~0.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工 用排水溝の掘削残土は、本特記仕様書25-3-1「道路掘削」に示すとおりとする。</p> <p>(3) 支払 共通仕様書5-4-5「支払」に次の事項を追加する。 本特記仕様書25-5-2(1)に示す集水ますの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとするが本特記仕様書25-5-2(1)の種別以外の集水ますでも、形状、タイプが類似のものについては、本特記仕様書25-5-2(1)により最も近い種別の契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、コンクリートの打込み、接合部の施工、埋戻し、締固め、グレーチング蓋等集水ますの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-(3) 集水ます</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Type B1</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type G1</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type I1</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>Type J1</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-5-3 油水分離ます 共通仕様書5-4「用排水構造物工」に次の事項を追加する。</p> <p>(1)種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区 分</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dco(E)-a-b-c</td> <td>プレキャストコンクリート製油水分離ます (三層分離型)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工 用排水溝の掘削残土は、本特記仕様書25-3-1「道路掘削」に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">27</p>	単価表の項目	区 分	標準コンクリート量(m ³)	Type B1	Dc ⁻ (G)-a・b・c	0.52	Type G1	Dc ⁻ -S-PuL、Dc ⁻ -S-PuL(S)、Dc ⁻ -S-PuLU(S) Dc ⁻ -S-U、Dc ⁻ -As(Sw)、Dc ⁻ -U(Sw)	0.20~0.47	Type I1	Dc ⁻ -RG(Sw)	0.35	Type J1	Dc ⁻ -S-St(S)、Dc ⁻ -S-StU、Dc ⁻ -St(Sw) φ0.20(T)	0.15~0.19	単価表の項目	検測の単位	5-(3) 集水ます		Type B1	箇所	Type G1	箇所	Type I1	箇所	Type J1	箇所	単価表の項目	区 分	摘 要	Dco(E)-a-b-c	プレキャストコンクリート製油水分離ます (三層分離型)	
単価表の項目	区 分	標準コンクリート量(m ³)																																
Type B1	Dc ⁻ (G)-a・b・c	0.52																																
Type G1	Dc ⁻ -S-PuL、Dc ⁻ -S-PuL(S)、Dc ⁻ -S-PuLU(S) Dc ⁻ -S-U、Dc ⁻ -As(Sw)、Dc ⁻ -U(Sw)	0.20~0.47																																
Type I1	Dc ⁻ -RG(Sw)	0.35																																
Type J1	Dc ⁻ -S-St(S)、Dc ⁻ -S-StU、Dc ⁻ -St(Sw) φ0.20(T)	0.15~0.19																																
単価表の項目	検測の単位																																	
5-(3) 集水ます																																		
Type B1	箇所																																	
Type G1	箇所																																	
Type I1	箇所																																	
Type J1	箇所																																	
単価表の項目	区 分	摘 要																																
Dco(E)-a-b-c	プレキャストコンクリート製油水分離ます (三層分離型)																																	
正	<p>25-5-2 集水ます 共通仕様書5-4「用排水構造物工」に次の事項を追加する。</p> <p>(1)種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区 分</th> <th>標準コンクリート量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Type B1</td> <td>Dc⁻(G)-a・b・c</td> <td>0.52</td> </tr> <tr> <td>Type G1</td> <td>Dc⁻-S-PuL、Dc⁻-S-PuL(S)、Dc⁻-S-PuLU(S) Dc⁻-S-U、Dc⁻-As(Sw)、Dc⁻-U(Sw)</td> <td>0.20~0.47</td> </tr> <tr> <td>Type I1</td> <td>Dc⁻-RG(Sw)</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>Type J1</td> <td>Dc⁻-S-St(S)、Dc⁻-S-StU、Dc⁻-St(Sw) φ0.20(T)</td> <td>0.15~0.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工 用排水溝の掘削残土は、本特記仕様書25-3-1「道路掘削」に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">27</p>	単価表の項目	区 分	標準コンクリート量(m ³)	Type B1	Dc ⁻ (G)-a・b・c	0.52	Type G1	Dc ⁻ -S-PuL、Dc ⁻ -S-PuL(S)、Dc ⁻ -S-PuLU(S) Dc ⁻ -S-U、Dc ⁻ -As(Sw)、Dc ⁻ -U(Sw)	0.20~0.47	Type I1	Dc ⁻ -RG(Sw)	0.35	Type J1	Dc ⁻ -S-St(S)、Dc ⁻ -S-StU、Dc ⁻ -St(Sw) φ0.20(T)	0.15~0.19																		
単価表の項目	区 分	標準コンクリート量(m ³)																																
Type B1	Dc ⁻ (G)-a・b・c	0.52																																
Type G1	Dc ⁻ -S-PuL、Dc ⁻ -S-PuL(S)、Dc ⁻ -S-PuLU(S) Dc ⁻ -S-U、Dc ⁻ -As(Sw)、Dc ⁻ -U(Sw)	0.20~0.47																																
Type I1	Dc ⁻ -RG(Sw)	0.35																																
Type J1	Dc ⁻ -S-St(S)、Dc ⁻ -S-StU、Dc ⁻ -St(Sw) φ0.20(T)	0.15~0.19																																

対象	修正箇所																														
特記仕様書(4) 25-7-2 目地工 (1)種別	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; text-align: center;">誤</div> <div style="width: 85%;"> <p>(2) 表面仕上げ 共通仕様書 13-6-7 「表面仕上げ」に規定する表面仕上げは、ほうき目仕上げとする。</p> <p>(3) 数量の検測 共通仕様書 13-6-12 (1) 「舗装版工」に規定するすり付け版の数量の検測は、設計数量 (㎡) で行うものとする。</p> <p>(4) 支払 共通仕様書 13-6-13 (1) に次の事項を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-(6) セメントコンクリート舗装版工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連続鉄筋コンクリート舗装版A</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>連続鉄筋コンクリート舗装版B</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>版端部 (t=21cm)</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>枕版 (t=25cm)</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>すり付け版 (t=15~16cm)</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-7-2 目地工 (1) 種別 共通仕様書 13-6-9 「目地」に次の事項を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>側目地B</td> <td>トンネル部において、セメントコンクリート舗装版端部と用排水構造物等との間に設ける目地をいう。(W=10mm、t=170mm)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid yellow;"> <td>膨張目地A</td> <td>明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aとコンクリート舗装版Aの接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=210mm)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid yellow;"> <td>膨張目地B</td> <td>トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bとコンクリート舗装版Aの接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=170mm)</td> </tr> <tr> <td>縦突合せ目地A</td> <td>明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aの施工範囲における縦突合せ目地をいう。</td> </tr> <tr> <td>縦突合せ目地B</td> <td>トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bの施工範囲における縦突合せ目地をいう。</td> </tr> <tr> <td>横目地</td> <td>連続鉄筋コンクリート舗装版Bとすり付け版(t=15~16cm)の接続部に設ける目地をいう。</td> </tr> <tr> <td>踏掛版接続目地</td> <td>連続鉄筋コンクリート舗装版Aと踏掛版工t=41cmとの接続部に設ける目地をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 材料及び施工 踏掛版接続目地の材料及び施工は、共通仕様書 11-4-2 「伸縮装置の種別」に示す伸縮装置 M2によるものとし「構造物施工管理要領」II-5-3の規定に基づくものとする。 なお、事前に監督員の確認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">37</p> </div> </div>	単価表の項目	検測の単位	13-(6) セメントコンクリート舗装版工		連続鉄筋コンクリート舗装版A	㎡	連続鉄筋コンクリート舗装版B	㎡	版端部 (t=21cm)	㎡	枕版 (t=25cm)	㎡	すり付け版 (t=15~16cm)	㎡	単価表の項目	区分内容	側目地B	トンネル部において、セメントコンクリート舗装版端部と用排水構造物等との間に設ける目地をいう。(W=10mm、t=170mm)	膨張目地A	明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aとコンクリート舗装版Aの接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=210mm)	膨張目地B	トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bとコンクリート舗装版Aの接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=170mm)	縦突合せ目地A	明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aの施工範囲における縦突合せ目地をいう。	縦突合せ目地B	トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bの施工範囲における縦突合せ目地をいう。	横目地	連続鉄筋コンクリート舗装版Bとすり付け版(t=15~16cm)の接続部に設ける目地をいう。	踏掛版接続目地	連続鉄筋コンクリート舗装版Aと踏掛版工t=41cmとの接続部に設ける目地をいう。
単価表の項目	検測の単位																														
13-(6) セメントコンクリート舗装版工																															
連続鉄筋コンクリート舗装版A	㎡																														
連続鉄筋コンクリート舗装版B	㎡																														
版端部 (t=21cm)	㎡																														
枕版 (t=25cm)	㎡																														
すり付け版 (t=15~16cm)	㎡																														
単価表の項目	区分内容																														
側目地B	トンネル部において、セメントコンクリート舗装版端部と用排水構造物等との間に設ける目地をいう。(W=10mm、t=170mm)																														
膨張目地A	明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aとコンクリート舗装版Aの接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=210mm)																														
膨張目地B	トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bとコンクリート舗装版Aの接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=170mm)																														
縦突合せ目地A	明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aの施工範囲における縦突合せ目地をいう。																														
縦突合せ目地B	トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bの施工範囲における縦突合せ目地をいう。																														
横目地	連続鉄筋コンクリート舗装版Bとすり付け版(t=15~16cm)の接続部に設ける目地をいう。																														
踏掛版接続目地	連続鉄筋コンクリート舗装版Aと踏掛版工t=41cmとの接続部に設ける目地をいう。																														
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; text-align: center;">正</div> <div style="width: 85%;"> <p>(2) 表面仕上げ 共通仕様書 13-6-7 「表面仕上げ」に規定する表面仕上げは、ほうき目仕上げとする。</p> <p>(3) 数量の検測 共通仕様書 13-6-12 (1) 「舗装版工」に規定するすり付け版の数量の検測は、設計数量 (㎡) で行うものとする。</p> <p>(4) 支払 共通仕様書 13-6-13 (1) に次の事項を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: right;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-(6) セメントコンクリート舗装版工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連続鉄筋コンクリート舗装版A</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>連続鉄筋コンクリート舗装版B</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>版端部 (t=21cm)</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>枕版 (t=25cm)</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>すり付け版 (t=15~16cm)</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-7-2 目地工 (1) 種別 共通仕様書 13-6-9 「目地」に次の事項を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>側目地B</td> <td>トンネル部において、セメントコンクリート舗装版端部と用排水構造物等との間に設ける目地をいう。(W=10mm、t=170mm)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>膨張目地A</td> <td>明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aと版端部(t=21cm)の接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=210mm)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>膨張目地B</td> <td>トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bと版端部(t=21cm)の接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=170mm)</td> </tr> <tr> <td>縦突合せ目地A</td> <td>明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aの施工範囲における縦突合せ目地をいう。</td> </tr> <tr> <td>縦突合せ目地B</td> <td>トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bの施工範囲における縦突合せ目地をいう。</td> </tr> <tr> <td>横目地</td> <td>連続鉄筋コンクリート舗装版Bとすり付け版(t=15~16cm)の接続部に設ける目地をいう。</td> </tr> <tr> <td>踏掛版接続目地</td> <td>連続鉄筋コンクリート舗装版Aと踏掛版工t=41cmとの接続部に設ける目地をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 材料及び施工 踏掛版接続目地の材料及び施工は、共通仕様書 11-4-2 「伸縮装置の種別」に示す伸縮装置 M2によるものとし「構造物施工管理要領」II-5-3の規定に基づくものとする。 なお、事前に監督員の確認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">37</p> </div> </div>	単価表の項目	検測の単位	13-(6) セメントコンクリート舗装版工		連続鉄筋コンクリート舗装版A	㎡	連続鉄筋コンクリート舗装版B	㎡	版端部 (t=21cm)	㎡	枕版 (t=25cm)	㎡	すり付け版 (t=15~16cm)	㎡	単価表の項目	区分内容	側目地B	トンネル部において、セメントコンクリート舗装版端部と用排水構造物等との間に設ける目地をいう。(W=10mm、t=170mm)	膨張目地A	明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aと版端部(t=21cm)の接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=210mm)	膨張目地B	トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bと版端部(t=21cm)の接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=170mm)	縦突合せ目地A	明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aの施工範囲における縦突合せ目地をいう。	縦突合せ目地B	トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bの施工範囲における縦突合せ目地をいう。	横目地	連続鉄筋コンクリート舗装版Bとすり付け版(t=15~16cm)の接続部に設ける目地をいう。	踏掛版接続目地	連続鉄筋コンクリート舗装版Aと踏掛版工t=41cmとの接続部に設ける目地をいう。	
単価表の項目	検測の単位																														
13-(6) セメントコンクリート舗装版工																															
連続鉄筋コンクリート舗装版A	㎡																														
連続鉄筋コンクリート舗装版B	㎡																														
版端部 (t=21cm)	㎡																														
枕版 (t=25cm)	㎡																														
すり付け版 (t=15~16cm)	㎡																														
単価表の項目	区分内容																														
側目地B	トンネル部において、セメントコンクリート舗装版端部と用排水構造物等との間に設ける目地をいう。(W=10mm、t=170mm)																														
膨張目地A	明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aと版端部(t=21cm)の接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=210mm)																														
膨張目地B	トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bと版端部(t=21cm)の接続部に設ける目地をいう。(W=20mm、t=170mm)																														
縦突合せ目地A	明かり部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Aの施工範囲における縦突合せ目地をいう。																														
縦突合せ目地B	トンネル部において、連続鉄筋コンクリート舗装版Bの施工範囲における縦突合せ目地をいう。																														
横目地	連続鉄筋コンクリート舗装版Bとすり付け版(t=15~16cm)の接続部に設ける目地をいう。																														
踏掛版接続目地	連続鉄筋コンクリート舗装版Aと踏掛版工t=41cmとの接続部に設ける目地をいう。																														

対象	修正箇所																																												
特記仕様書(5) 25-9-1 防護柵工 (1)種別	<p>25-8-7 基層用遮水性アスファルト混合物 アスファルト舗装改良工の基層用遮水性アスファルト混合物は、本特記仕様書25-6-5によるものとする。</p> <p>25-8-8 支払 アスファルト舗装改良工の支払いは、共通仕様書13-8-16「支払」によらず、次によるものとする。 切削オーバーレイ工の支払は、共通仕様書13-8-15「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設舗装の切削、切削、舗装廃材の処理、施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計等切削オーバーレイ工の施工に必要な材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1039 632 1549 786"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-(10) 切削オーバーレイ工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工A2(t=4cm)(Y)</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工B(t=4cm)(Y)</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工A2(t=10cm)(Y)</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工A2(t=25cm)(Y)</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-9 交通安全施設工 25-9-1 防護柵工 (1)種別 共通仕様書15-3-2(1)「ガードレール」に次の事項を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="898 908 1633 1199"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>標準図集の記号</th> <th>支柱間隔(m)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Gr-A-2B(S)(P)</td> <td>Gr-A-2B</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Gr-A-2E(S)(P)</td> <td>Gr-A-2E</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E(S)(P)</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Gr-A-BJ(S)(P)</td> <td>Gr-A-BJ</td> <td>1</td> <td>Gr-A~壁高欄すりつけ</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-TJ(S)(P)</td> <td>Gr-A-TJ</td> <td>1</td> <td>Gr-A~トンネル坑口部すりつけ</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-GFPC(S)(P)</td> <td>Gr-N-GFPC</td> <td>2</td> <td>コンクリート基礎</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E(BR)</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>4</td> <td>ビームの重ね方向修正 (ビームの取外し・再設置) ※材料は再利用</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 単価表の項目に付記する(S)は堆雪型ガードレールブラケットを含む(堆雪型ガードレールブラケットは設計図による) 注2) Gr-A-4E(BR)以外で使用する材料はすべて新材とする 注3) 劣化等により再利用が困難である場合は速やかに監督員に報告を行いその指示に従うものとし、これに要する費用については別途監督員と受注者で協議し定めるものとする</p> <p style="text-align: center;">40</p>	単価表の項目	検測の単位	13-(10) 切削オーバーレイ工		切削オーバーレイ工A2(t=4cm)(Y)	㎡	切削オーバーレイ工B(t=4cm)(Y)	㎡	切削オーバーレイ工A2(t=10cm)(Y)	㎡	切削オーバーレイ工A2(t=25cm)(Y)	㎡	単価表の項目	標準図集の記号	支柱間隔(m)	摘要	Gr-A-2B(S)(P)	Gr-A-2B	2		Gr-A-2E(S)(P)	Gr-A-2E	2		Gr-A-4E(S)(P)	Gr-A-4E	4		Gr-A-BJ(S)(P)	Gr-A-BJ	1	Gr-A~壁高欄すりつけ	Gr-A-TJ(S)(P)	Gr-A-TJ	1	Gr-A~トンネル坑口部すりつけ	Gr-A-GFPC(S)(P)	Gr-N-GFPC	2	コンクリート基礎	Gr-A-4E(BR)	Gr-A-4E	4	ビームの重ね方向修正 (ビームの取外し・再設置) ※材料は再利用
単価表の項目	検測の単位																																												
13-(10) 切削オーバーレイ工																																													
切削オーバーレイ工A2(t=4cm)(Y)	㎡																																												
切削オーバーレイ工B(t=4cm)(Y)	㎡																																												
切削オーバーレイ工A2(t=10cm)(Y)	㎡																																												
切削オーバーレイ工A2(t=25cm)(Y)	㎡																																												
単価表の項目	標準図集の記号	支柱間隔(m)	摘要																																										
Gr-A-2B(S)(P)	Gr-A-2B	2																																											
Gr-A-2E(S)(P)	Gr-A-2E	2																																											
Gr-A-4E(S)(P)	Gr-A-4E	4																																											
Gr-A-BJ(S)(P)	Gr-A-BJ	1	Gr-A~壁高欄すりつけ																																										
Gr-A-TJ(S)(P)	Gr-A-TJ	1	Gr-A~トンネル坑口部すりつけ																																										
Gr-A-GFPC(S)(P)	Gr-N-GFPC	2	コンクリート基礎																																										
Gr-A-4E(BR)	Gr-A-4E	4	ビームの重ね方向修正 (ビームの取外し・再設置) ※材料は再利用																																										
正	<p>25-8-7 基層用遮水性アスファルト混合物 アスファルト舗装改良工の基層用遮水性アスファルト混合物は、本特記仕様書25-6-5によるものとする。</p> <p>25-8-8 支払 アスファルト舗装改良工の支払いは、共通仕様書13-8-16「支払」によらず、次によるものとする。 切削オーバーレイ工の支払は、共通仕様書13-8-15「数量の検測」の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設舗装の切削、切削、舗装廃材の処理、施工面の清掃準備、瀝青材散布、混合物の製造、運搬及び舗設、配合設計等切削オーバーレイ工の施工に必要な材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1039 1893 1549 2047"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-(10) 切削オーバーレイ工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工A2(t=4cm)(Y)</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工B(t=4cm)(Y)</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工A2(t=10cm)(Y)</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工A2(t=25cm)(Y)</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-9 交通安全施設工 25-9-1 防護柵工 (1)種別 共通仕様書15-3-2(1)「ガードレール」に次の事項を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="909 2169 1633 2490"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>標準図集の記号</th> <th>支柱間隔(m)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Gr-A-2B(S)(P)</td> <td>Gr-A-2B</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Gr-A-2E(S)(P)</td> <td>Gr-A-2E</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E(S)(P)</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Gr-A-BJ(S)(P)</td> <td>Gr-A-BJ</td> <td>1</td> <td>Gr-A~壁高欄すりつけ※鉄筋探査含む</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-TJ(S)(P)</td> <td>Gr-A-TJ</td> <td>1</td> <td>Gr-A~トンネル坑口部すりつけ ※鉄筋探査含む</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-GFPC(S)(P)</td> <td>Gr-N-GFPC</td> <td>2</td> <td>コンクリート基礎</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E(BR)</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>4</td> <td>ビームの重ね方向修正 (ビームの取外し・再設置) ※材料は再利用</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 単価表の項目に付記する(S)は堆雪型ガードレールブラケットを含む(堆雪型ガードレールブラケットは設計図による) 注2) Gr-A-4E(BR)以外で使用する材料はすべて新材とする 注3) 劣化等により再利用が困難である場合は速やかに監督員に報告を行いその指示に従うものとし、これに要する費用については別途監督員と受注者で協議し定めるものとする</p> <p style="text-align: center;">40</p>	単価表の項目	検測の単位	13-(10) 切削オーバーレイ工		切削オーバーレイ工A2(t=4cm)(Y)	㎡	切削オーバーレイ工B(t=4cm)(Y)	㎡	切削オーバーレイ工A2(t=10cm)(Y)	㎡	切削オーバーレイ工A2(t=25cm)(Y)	㎡	単価表の項目	標準図集の記号	支柱間隔(m)	摘要	Gr-A-2B(S)(P)	Gr-A-2B	2		Gr-A-2E(S)(P)	Gr-A-2E	2		Gr-A-4E(S)(P)	Gr-A-4E	4		Gr-A-BJ(S)(P)	Gr-A-BJ	1	Gr-A~壁高欄すりつけ※鉄筋探査含む	Gr-A-TJ(S)(P)	Gr-A-TJ	1	Gr-A~トンネル坑口部すりつけ ※鉄筋探査含む	Gr-A-GFPC(S)(P)	Gr-N-GFPC	2	コンクリート基礎	Gr-A-4E(BR)	Gr-A-4E	4	ビームの重ね方向修正 (ビームの取外し・再設置) ※材料は再利用
単価表の項目	検測の単位																																												
13-(10) 切削オーバーレイ工																																													
切削オーバーレイ工A2(t=4cm)(Y)	㎡																																												
切削オーバーレイ工B(t=4cm)(Y)	㎡																																												
切削オーバーレイ工A2(t=10cm)(Y)	㎡																																												
切削オーバーレイ工A2(t=25cm)(Y)	㎡																																												
単価表の項目	標準図集の記号	支柱間隔(m)	摘要																																										
Gr-A-2B(S)(P)	Gr-A-2B	2																																											
Gr-A-2E(S)(P)	Gr-A-2E	2																																											
Gr-A-4E(S)(P)	Gr-A-4E	4																																											
Gr-A-BJ(S)(P)	Gr-A-BJ	1	Gr-A~壁高欄すりつけ※鉄筋探査含む																																										
Gr-A-TJ(S)(P)	Gr-A-TJ	1	Gr-A~トンネル坑口部すりつけ ※鉄筋探査含む																																										
Gr-A-GFPC(S)(P)	Gr-N-GFPC	2	コンクリート基礎																																										
Gr-A-4E(BR)	Gr-A-4E	4	ビームの重ね方向修正 (ビームの取外し・再設置) ※材料は再利用																																										

対象	修正箇所																							
<p>特記仕様書(6) 25-11-2 コンクリートシール工 (3)支払</p>	<p>25-11-2 コンクリートシール工 (1)種別 共通仕様書18-10「コンクリートシール工」に次の事項を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="886 350 1635 486"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>t = 10cm</td> <td>本線土工部に施工するもの(厚さ10cm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>t = 15cm</td> <td>本線トンネル内監査廊に施工するもの(厚さ15cm) (導水溝W=150mm、H=75mm付き)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)施工 中央分離帯ブロックアウト部は型枠等により箱抜きを行うものとする。 なお、中央分離帯ブロックアウト箱抜き部への充填砕石は、本特記仕様書25-19「中央分離帯ブロックアウト工」によるものとし、コンクリートシール工には含まないものとする。</p> <p>(3)支払 共通仕様書18-10-4「支払」に次の事項を追加する。 コンクリートシール工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基面の整形、コンクリートの運搬、打込み、仕上げ、被膜養生、充てん材、目地材、中央分離帯ブロックアウト部の箱抜き等コンクリートシール工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1079 863 1570 967"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(15) コンクリートシール工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>t = 10cm</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>t = 15cm</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-12 交通規制工 25-12-1 種別 (1)共通仕様書19-3-2「種別」に次の事項を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="886 1071 1635 1368"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定規制A</td> <td>警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)及び下り線(2期線)の走行車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。</td> </tr> <tr> <td>固定規制B</td> <td>警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)の追越車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>45</p>	単価表の項目	区分内容	摘要	t = 10cm	本線土工部に施工するもの(厚さ10cm)		t = 15cm	本線トンネル内監査廊に施工するもの(厚さ15cm) (導水溝W=150mm、H=75mm付き)		単価表の項目	検測の単位	18-(15) コンクリートシール工		t = 10cm	㎡	t = 15cm	㎡	単価表の項目	内 容	固定規制A	警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)及び下り線(2期線)の走行車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。	固定規制B	警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)の追越車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。
単価表の項目	区分内容	摘要																						
t = 10cm	本線土工部に施工するもの(厚さ10cm)																							
t = 15cm	本線トンネル内監査廊に施工するもの(厚さ15cm) (導水溝W=150mm、H=75mm付き)																							
単価表の項目	検測の単位																							
18-(15) コンクリートシール工																								
t = 10cm	㎡																							
t = 15cm	㎡																							
単価表の項目	内 容																							
固定規制A	警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)及び下り線(2期線)の走行車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。																							
固定規制B	警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)の追越車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。																							
<p>正</p>	<p>25-11-2 コンクリートシール工 (1)種別 共通仕様書18-10「コンクリートシール工」に次の事項を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="896 1626 1621 1762"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>t = 10cm</td> <td>本線土工部に施工するもの(厚さ10cm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>t = 15cm</td> <td>本線トンネル内監査廊に施工するもの(厚さ15cm) (導水溝W=150mm、H=75mm付き)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)施工 中央分離帯ブロックアウト部は型枠等により箱抜きを行うものとする。 なお、中央分離帯ブロックアウト箱抜き部への充填砕石は、本特記仕様書25-19「中央分離帯ブロックアウト工」によるものとし、コンクリートシール工には含まないものとする。</p> <p>(3)支払 共通仕様書18-10-4「支払」に次の事項を追加する。 コンクリートシール工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの運搬、打込み、仕上げ、被膜養生、充てん材、目地材、中央分離帯ブロックアウト部の箱抜き等コンクリートシール工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1079 2125 1570 2228"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(15) コンクリートシール工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>t = 10cm</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>t = 15cm</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-12 交通規制工 25-12-1 種別 (1)共通仕様書19-3-2「種別」に次の事項を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="896 2326 1621 2623"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定規制A</td> <td>警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)及び下り線(2期線)の走行車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。</td> </tr> <tr> <td>固定規制B</td> <td>警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)の追越車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>45</p>	単価表の項目	区分内容	摘要	t = 10cm	本線土工部に施工するもの(厚さ10cm)		t = 15cm	本線トンネル内監査廊に施工するもの(厚さ15cm) (導水溝W=150mm、H=75mm付き)		単価表の項目	検測の単位	18-(15) コンクリートシール工		t = 10cm	㎡	t = 15cm	㎡	単価表の項目	内 容	固定規制A	警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)及び下り線(2期線)の走行車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。	固定規制B	警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)の追越車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。
単価表の項目	区分内容	摘要																						
t = 10cm	本線土工部に施工するもの(厚さ10cm)																							
t = 15cm	本線トンネル内監査廊に施工するもの(厚さ15cm) (導水溝W=150mm、H=75mm付き)																							
単価表の項目	検測の単位																							
18-(15) コンクリートシール工																								
t = 10cm	㎡																							
t = 15cm	㎡																							
単価表の項目	内 容																							
固定規制A	警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)及び下り線(2期線)の走行車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。																							
固定規制B	警越自動車道 三川IC～安田IC間の4車線化工事のため、上り線(1期線)の追越車線を一般通行の用に供し、車線運用することを目的とした規制機材の設置・存置・撤去作業を行うものをいう。 ただし、交通の監視・誘導、機械等の誘導、規制機材の設置状況の監視・巡回等のための交通保安要員は含まない。																							

対象	修正箇所																																																			
特記仕様書(7) 25-13 交通保安要員 25-13-1 種別	<p>25-13 交通保安要員 25-13-1 種別</p> <p>(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="865 379 1591 617"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員A1</td> <td rowspan="3">供用中の高速道路の路面上における工事等において、一般通行車両及び工事関係者の安全を確保するための交通の監視、交通の誘導、機械等の誘導、規制機材の設置撤去、規制機材設置状況の監視・巡回及びこれらの施工に必要な車両の運転等に従事するもの。</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2 (HY)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1-1</td> <td rowspan="4">警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1-2</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2-1 (Y)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2-2 (Y)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 単備表の項目の種別ごとの交通保安要員の配置場所、配置人数、配置期間等については次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="865 691 1591 1344"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>作業内容</th> <th>配置場所</th> <th>配置人数</th> <th>交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員A1</td> <td>工事作業中における工事用車両及び一般走行車両の誘導等</td> <td>本線工事用車両出入口</td> <td>1人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2</td> <td>本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め期間中の本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回 ①令和9年9月 ②令和10年6月</td> <td>固定規制区間内</td> <td>1人</td> <td>1人^②</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2 (HY)</td> <td>本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回(昼夜間作業)</td> <td>固定規制区間内</td> <td>1人</td> <td>1人^②</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1-1</td> <td>工事用進入路出入口付近における交通誘導等</td> <td>工事用進入路出入口</td> <td>1人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1-2</td> <td>固定規制内における工事箇所付近での一般車両誘導、監視等</td> <td>固定規制内工事箇所</td> <td>1人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2-1 (Y)</td> <td>本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月</td> <td>工事箇所</td> <td>1人</td> <td>1人^{②,3}</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2-2 (Y)</td> <td>本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事範囲箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月</td> <td>工事箇所の起点 工事箇所の終点</td> <td>1人 1人</td> <td>②,3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">50</p>	単備表の項目	内容	交通監視員A1	供用中の高速道路の路面上における工事等において、一般通行車両及び工事関係者の安全を確保するための交通の監視、交通の誘導、機械等の誘導、規制機材の設置撤去、規制機材設置状況の監視・巡回及びこれらの施工に必要な車両の運転等に従事するもの。	交通監視員A2	交通監視員A2 (HY)	交通誘導警備員B1-1	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。	交通誘導警備員B1-2	交通誘導警備員B2-1 (Y)	交通誘導警備員B2-2 (Y)	単備表の項目	作業内容	配置場所	配置人数	交代要員の有無	交通監視員A1	工事作業中における工事用車両及び一般走行車両の誘導等	本線工事用車両出入口	1人	—	交通監視員A2	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め期間中の本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回 ①令和9年9月 ②令和10年6月	固定規制区間内	1人	1人 ^②	交通監視員A2 (HY)	本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回(昼夜間作業)	固定規制区間内	1人	1人 ^②	交通誘導警備員B1-1	工事用進入路出入口付近における交通誘導等	工事用進入路出入口	1人	—	交通誘導警備員B1-2	固定規制内における工事箇所付近での一般車両誘導、監視等	固定規制内工事箇所	1人	—	交通誘導警備員B2-1 (Y)	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月	工事箇所	1人	1人 ^{②,3}	交通誘導警備員B2-2 (Y)	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事範囲箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月	工事箇所の起点 工事箇所の終点	1人 1人	②,3
単備表の項目	内容																																																			
交通監視員A1	供用中の高速道路の路面上における工事等において、一般通行車両及び工事関係者の安全を確保するための交通の監視、交通の誘導、機械等の誘導、規制機材の設置撤去、規制機材設置状況の監視・巡回及びこれらの施工に必要な車両の運転等に従事するもの。																																																			
交通監視員A2																																																				
交通監視員A2 (HY)																																																				
交通誘導警備員B1-1	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。																																																			
交通誘導警備員B1-2																																																				
交通誘導警備員B2-1 (Y)																																																				
交通誘導警備員B2-2 (Y)																																																				
単備表の項目	作業内容	配置場所	配置人数	交代要員の有無																																																
交通監視員A1	工事作業中における工事用車両及び一般走行車両の誘導等	本線工事用車両出入口	1人	—																																																
交通監視員A2	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め期間中の本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回 ①令和9年9月 ②令和10年6月	固定規制区間内	1人	1人 ^②																																																
交通監視員A2 (HY)	本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回(昼夜間作業)	固定規制区間内	1人	1人 ^②																																																
交通誘導警備員B1-1	工事用進入路出入口付近における交通誘導等	工事用進入路出入口	1人	—																																																
交通誘導警備員B1-2	固定規制内における工事箇所付近での一般車両誘導、監視等	固定規制内工事箇所	1人	—																																																
交通誘導警備員B2-1 (Y)	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月	工事箇所	1人	1人 ^{②,3}																																																
交通誘導警備員B2-2 (Y)	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事範囲箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月	工事箇所の起点 工事箇所の終点	1人 1人	②,3																																																
正	<p>25-13 交通保安要員 25-13-1 種別</p> <p>(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="865 1626 1591 1863"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員A1</td> <td rowspan="3">供用中の高速道路の路面上における工事等において、一般通行車両及び工事関係者の安全を確保するための交通の監視、交通の誘導、機械等の誘導、規制機材の設置撤去、規制機材設置状況の監視・巡回及びこれらの施工に必要な車両の運転等に従事するもの。</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2 (HY)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1-1</td> <td rowspan="4">警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1-2</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2-1 (Y)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2-2 (Y)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 単備表の項目の種別ごとの交通保安要員の配置場所、配置人数、配置期間等については次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="865 1938 1591 2591"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>作業内容</th> <th>配置場所</th> <th>配置人数</th> <th>交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員A1</td> <td>工事作業中における工事用車両及び一般走行車両の誘導等</td> <td>本線工事用車両出入口</td> <td>1人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2</td> <td>本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め期間中の本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回 ①令和9年9月 ②令和10年6月</td> <td>固定規制区間内</td> <td>1人</td> <td>1人^②</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A2 (HY)</td> <td>本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回(昼夜間作業)</td> <td>固定規制区間内</td> <td>1人</td> <td>1人^②</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1-1</td> <td>工事用進入路出入口付近における交通誘導等</td> <td>工事用進入路出入口</td> <td>1人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1-2</td> <td>固定規制内における工事箇所付近での一般車両誘導、監視等</td> <td>固定規制内工事箇所</td> <td>1人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2-1 (Y)</td> <td>本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月</td> <td>工事箇所 2箇所/夜間</td> <td>1人^④</td> <td>1人^{②,3}</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2-2 (Y)</td> <td>本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事範囲箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月</td> <td>工事箇所の起点 2箇所/夜間 工事箇所の終点 2箇所/夜間</td> <td>1人^④ 1人^④</td> <td>②,3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">50</p>	単備表の項目	内容	交通監視員A1	供用中の高速道路の路面上における工事等において、一般通行車両及び工事関係者の安全を確保するための交通の監視、交通の誘導、機械等の誘導、規制機材の設置撤去、規制機材設置状況の監視・巡回及びこれらの施工に必要な車両の運転等に従事するもの。	交通監視員A2	交通監視員A2 (HY)	交通誘導警備員B1-1	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。	交通誘導警備員B1-2	交通誘導警備員B2-1 (Y)	交通誘導警備員B2-2 (Y)	単備表の項目	作業内容	配置場所	配置人数	交代要員の有無	交通監視員A1	工事作業中における工事用車両及び一般走行車両の誘導等	本線工事用車両出入口	1人	—	交通監視員A2	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め期間中の本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回 ①令和9年9月 ②令和10年6月	固定規制区間内	1人	1人 ^②	交通監視員A2 (HY)	本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回(昼夜間作業)	固定規制区間内	1人	1人 ^②	交通誘導警備員B1-1	工事用進入路出入口付近における交通誘導等	工事用進入路出入口	1人	—	交通誘導警備員B1-2	固定規制内における工事箇所付近での一般車両誘導、監視等	固定規制内工事箇所	1人	—	交通誘導警備員B2-1 (Y)	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月	工事箇所 2箇所/夜間	1人 ^④	1人 ^{②,3}	交通誘導警備員B2-2 (Y)	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事範囲箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月	工事箇所の起点 2箇所/夜間 工事箇所の終点 2箇所/夜間	1人 ^④ 1人 ^④	②,3
単備表の項目	内容																																																			
交通監視員A1	供用中の高速道路の路面上における工事等において、一般通行車両及び工事関係者の安全を確保するための交通の監視、交通の誘導、機械等の誘導、規制機材の設置撤去、規制機材設置状況の監視・巡回及びこれらの施工に必要な車両の運転等に従事するもの。																																																			
交通監視員A2																																																				
交通監視員A2 (HY)																																																				
交通誘導警備員B1-1	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。																																																			
交通誘導警備員B1-2																																																				
交通誘導警備員B2-1 (Y)																																																				
交通誘導警備員B2-2 (Y)																																																				
単備表の項目	作業内容	配置場所	配置人数	交代要員の有無																																																
交通監視員A1	工事作業中における工事用車両及び一般走行車両の誘導等	本線工事用車両出入口	1人	—																																																
交通監視員A2	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め期間中の本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回 ①令和9年9月 ②令和10年6月	固定規制区間内	1人	1人 ^②																																																
交通監視員A2 (HY)	本線上に存置した規制機材設置状況の監視・巡回(昼夜間作業)	固定規制区間内	1人	1人 ^②																																																
交通誘導警備員B1-1	工事用進入路出入口付近における交通誘導等	工事用進入路出入口	1人	—																																																
交通誘導警備員B1-2	固定規制内における工事箇所付近での一般車両誘導、監視等	固定規制内工事箇所	1人	—																																																
交通誘導警備員B2-1 (Y)	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月	工事箇所 2箇所/夜間	1人 ^④	1人 ^{②,3}																																																
交通誘導警備員B2-2 (Y)	本特記仕様書7-5に示す、以下の夜間通行止め時の工事範囲箇所における誘導・監視等 ①令和9年6月 ②令和9年9月 ③令和10年6月	工事箇所の起点 2箇所/夜間 工事箇所の終点 2箇所/夜間	1人 ^④ 1人 ^④	②,3																																																

対象	修正箇所																																																										
特記仕様書(8) 25-13 交通安全要員 25-13-1 種別	<p style="text-align: center;">修正箇所</p> <p>※1) 交替要員計上については、積算上の条件明示であり、交替要員の配置を指定するものではない。</p> <p>※2) 交通安全要員の交代要員を配置する場合で、交通安全要員の労働時間が6時間以下の班は、交代要員の計上は行わない。</p> <p>※3) 交通誘導警備員B2-1 (Y) に含まれる交代要員が、交通誘導警備員B2-2 (Y) の交代要員も兼ねる。</p> <p style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">(3) 交通誘導警備員B1-1の配置位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置位置</th> <th>隣接する一般道路</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">交通誘導警備員 B1-1</td> <td>工事用進入路A出入口付近</td> <td>石間広場線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用進入路B出入口付近</td> <td>小松下通線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用進入路C出入口付近</td> <td>草水都辺田線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用進入路D出入口付近</td> <td>市道2-726号線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 単価表の項目の種別ごとの配置期間及び交通安全要員の作業時間は次表のとおりとする。</p> <p>なお、次表に示す作業時間は、休憩時間を含むものとする。</p> <p>また、受注者の責によらず、交通安全要員の配置期間、作業時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めることができるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置期間</th> <th>作業日数</th> <th>作業時間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員 A1</td> <td>令和9年8月～ 令和10年11月</td> <td>676日間</td> <td>9:00～16:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通監視員 A2</td> <td>令和9年9月</td> <td>4日間</td> <td>6:00～20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和10年5月～ 令和10年6月</td> <td>5日間</td> <td>6:00～20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">交通監視員 A2 (HY)</td> <td>令和 9年9月</td> <td>12日間</td> <td>初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和10年5月</td> <td>21日間</td> <td>初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～翌6:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和10年6月</td> <td>20日間</td> <td>初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和10年11月</td> <td>14日間</td> <td>初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～14:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B1-1</td> <td>令和8年10月～ 令和9年9月</td> <td>367日間</td> <td>9:00～16:00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">51</p>	単価表の項目	配置位置	隣接する一般道路	摘要	交通誘導警備員 B1-1	工事用進入路A出入口付近	石間広場線		工事用進入路B出入口付近	小松下通線		工事用進入路C出入口付近	草水都辺田線		工事用進入路D出入口付近	市道2-726号線		単価表の項目	配置期間	作業日数	作業時間	摘要	交通監視員 A1	令和9年8月～ 令和10年11月	676日間	9:00～16:00		交通監視員 A2	令和9年9月	4日間	6:00～20:00		令和10年5月～ 令和10年6月	5日間	6:00～20:00		交通監視員 A2 (HY)	令和 9年9月	12日間	初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00		令和10年5月	21日間	初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～翌6:00		令和10年6月	20日間	初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00		令和10年11月	14日間	初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～14:00		交通誘導警備員 B1-1	令和8年10月～ 令和9年9月	367日間	9:00～16:00	
単価表の項目	配置位置	隣接する一般道路	摘要																																																								
交通誘導警備員 B1-1	工事用進入路A出入口付近	石間広場線																																																									
	工事用進入路B出入口付近	小松下通線																																																									
	工事用進入路C出入口付近	草水都辺田線																																																									
	工事用進入路D出入口付近	市道2-726号線																																																									
単価表の項目	配置期間	作業日数	作業時間	摘要																																																							
交通監視員 A1	令和9年8月～ 令和10年11月	676日間	9:00～16:00																																																								
交通監視員 A2	令和9年9月	4日間	6:00～20:00																																																								
	令和10年5月～ 令和10年6月	5日間	6:00～20:00																																																								
交通監視員 A2 (HY)	令和 9年9月	12日間	初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00																																																								
	令和10年5月	21日間	初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～翌6:00																																																								
	令和10年6月	20日間	初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00																																																								
	令和10年11月	14日間	初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～14:00																																																								
交通誘導警備員 B1-1	令和8年10月～ 令和9年9月	367日間	9:00～16:00																																																								
正	<p>※1) 交替要員計上については、積算上の条件明示であり、交替要員の配置を指定するものではない。</p> <p>※2) 交通安全要員の交代要員を配置する場合で、交通安全要員の労働時間が6時間以下の班は、交代要員の計上は行わない。</p> <p>※3) 交通誘導警備員B2-1 (Y) に含まれる交代要員が、交通誘導警備員B2-2 (Y) の交代要員も兼ねる。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">※4) 交通誘導警備員B2-1 (Y) 及びB2-2 (Y) の配置人数は、工事箇所1箇所につき1人とする。</p> <p>(3) 交通誘導警備員B1-1の配置位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置位置</th> <th>隣接する一般道路</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">交通誘導警備員 B1-1</td> <td>工事用進入路A出入口付近</td> <td>石間広場線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用進入路B出入口付近</td> <td>小松下通線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用進入路C出入口付近</td> <td>草水都辺田線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用進入路D出入口付近</td> <td>市道2-726号線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 単価表の項目の種別ごとの配置期間及び交通安全要員の作業時間は次表のとおりとする。</p> <p>なお、次表に示す作業時間は、休憩時間を含むものとする。</p> <p>また、受注者の責によらず、交通安全要員の配置期間、作業時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めることができるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置期間</th> <th>作業日数</th> <th>作業時間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通監視員 A1</td> <td>令和9年8月～ 令和10年11月</td> <td>676日間</td> <td>9:00～16:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交通監視員 A2</td> <td>令和9年9月</td> <td>4日間</td> <td>6:00～20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和10年5月～ 令和10年6月</td> <td>5日間</td> <td>6:00～20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">交通監視員 A2 (HY)</td> <td>令和 9年9月</td> <td>12日間</td> <td>初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和10年5月</td> <td>21日間</td> <td>初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～翌6:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和10年6月</td> <td>20日間</td> <td>初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和10年11月</td> <td>14日間</td> <td>初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～14:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B1-1</td> <td>令和8年10月～ 令和9年9月</td> <td>367日間</td> <td>9:00～16:00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">51</p>	単価表の項目	配置位置	隣接する一般道路	摘要	交通誘導警備員 B1-1	工事用進入路A出入口付近	石間広場線		工事用進入路B出入口付近	小松下通線		工事用進入路C出入口付近	草水都辺田線		工事用進入路D出入口付近	市道2-726号線		単価表の項目	配置期間	作業日数	作業時間	摘要	交通監視員 A1	令和9年8月～ 令和10年11月	676日間	9:00～16:00		交通監視員 A2	令和9年9月	4日間	6:00～20:00		令和10年5月～ 令和10年6月	5日間	6:00～20:00		交通監視員 A2 (HY)	令和 9年9月	12日間	初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00		令和10年5月	21日間	初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～翌6:00		令和10年6月	20日間	初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00		令和10年11月	14日間	初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～14:00		交通誘導警備員 B1-1	令和8年10月～ 令和9年9月	367日間	9:00～16:00	
単価表の項目	配置位置	隣接する一般道路	摘要																																																								
交通誘導警備員 B1-1	工事用進入路A出入口付近	石間広場線																																																									
	工事用進入路B出入口付近	小松下通線																																																									
	工事用進入路C出入口付近	草水都辺田線																																																									
	工事用進入路D出入口付近	市道2-726号線																																																									
単価表の項目	配置期間	作業日数	作業時間	摘要																																																							
交通監視員 A1	令和9年8月～ 令和10年11月	676日間	9:00～16:00																																																								
交通監視員 A2	令和9年9月	4日間	6:00～20:00																																																								
	令和10年5月～ 令和10年6月	5日間	6:00～20:00																																																								
交通監視員 A2 (HY)	令和 9年9月	12日間	初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00																																																								
	令和10年5月	21日間	初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～翌6:00																																																								
	令和10年6月	20日間	初日 6:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～16:00																																																								
	令和10年11月	14日間	初日 9:00～翌6:00 中間日 6:00～翌6:00 最終日 6:00～14:00																																																								
交通誘導警備員 B1-1	令和8年10月～ 令和9年9月	367日間	9:00～16:00																																																								

対象	修正箇所																																						
<p>特記仕様書(9) 25-17 スノーポール工 25-17-3 材料</p>	<p>25-17 スノーポール工 25-17-1 定義 スノーポール工とは、スノーポール設置に必要な材料、設置を行うことをいう。</p> <p>25-17-2 種別 スノーポール工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="898 439 1633 587"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>土中サヤ管差込み式のスノーポールを設置するもの。 (サヤ管φ89.1mm、L=600mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>路肩防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ139.8mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>中央分離帯防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ114.3mm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-17-3 材料 スノーポール工の材料は次に示す規格と同等以上のものとし、予め監督員の確認を得るものとする</p> <table border="1" data-bbox="898 661 1633 848"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分</th> <th>規格・仕様等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>スノーポール</td> <td>伸縮2段式(反射シート付) (上段:アルミ管φ60mm×1,700mm、下段:鋼管φ70mm×1,600mm)</td> </tr> <tr> <td>土中サヤ管</td> <td>φ89.1mm×14.2mm×600mm(キャップ付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>スノーポール</td> <td>伸縮2段式(反射シート付) (上段:アルミ管φ60mm×1,700mm、下段:鋼管φ70mm×1,600mm)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>防護欄 取付金具</td> <td>親子バンド(緩み止めナット付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-17-4 施工 スノーポール工の施工は、予め施工計画書を提出し監督員の確認を得るものとする。 また、施工に際しては傷、汚損等が生じないよう丁寧に扱うものとする。</p> <p>25-17-5 数量の検測 スノーポール工の数量の検測は、設計数量(基)で行うものとする。</p> <p>25-17-6 支払 スノーポール工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1基当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うサヤ管の打込み、取付金具の設置、スノーポールの設置等スノーポール工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 1210 1585 1344"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特(4)</td> <td>スノーポール工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>56</p>	単価表の項目	区分内容	摘要	A	土中サヤ管差込み式のスノーポールを設置するもの。 (サヤ管φ89.1mm、L=600mm)		B	路肩防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ139.8mm)		C	中央分離帯防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ114.3mm)		単価表の項目	区分	規格・仕様等	A	スノーポール	伸縮2段式(反射シート付) (上段:アルミ管φ60mm×1,700mm、下段:鋼管φ70mm×1,600mm)	土中サヤ管	φ89.1mm×14.2mm×600mm(キャップ付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)	B	スノーポール	伸縮2段式(反射シート付) (上段:アルミ管φ60mm×1,700mm、下段:鋼管φ70mm×1,600mm)	C	防護欄 取付金具	親子バンド(緩み止めナット付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)		単価表の項目	検測の単位	特(4)	スノーポール工		A	基	B	基	C	基
単価表の項目	区分内容	摘要																																					
A	土中サヤ管差込み式のスノーポールを設置するもの。 (サヤ管φ89.1mm、L=600mm)																																						
B	路肩防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ139.8mm)																																						
C	中央分離帯防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ114.3mm)																																						
単価表の項目	区分	規格・仕様等																																					
A	スノーポール	伸縮2段式(反射シート付) (上段:アルミ管φ60mm×1,700mm、下段:鋼管φ70mm×1,600mm)																																					
	土中サヤ管	φ89.1mm×14.2mm×600mm(キャップ付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)																																					
B	スノーポール	伸縮2段式(反射シート付) (上段:アルミ管φ60mm×1,700mm、下段:鋼管φ70mm×1,600mm)																																					
C	防護欄 取付金具	親子バンド(緩み止めナット付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)																																					
	単価表の項目	検測の単位																																					
特(4)	スノーポール工																																						
	A	基																																					
	B	基																																					
	C	基																																					
<p>誤</p>	<p>25-17 スノーポール工 25-17-1 定義 スノーポール工とは、スノーポール設置に必要な材料、設置を行うことをいう。</p> <p>25-17-2 種別 スノーポール工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="858 1685 1585 1834"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>土中サヤ管差込み式のスノーポールを設置するもの。 (サヤ管φ89.1mm、L=600mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>路肩防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ139.8mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>中央分離帯防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ114.3mm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-17-3 材料 スノーポール工の材料は次に示す規格と同等以上のものとし、予め監督員の確認を得るものとする</p> <table border="1" data-bbox="858 1908 1585 2095"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分</th> <th>規格・仕様等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>スノーポール</td> <td>伸縮2段式(反射シート付) (上段:樹脂製φ60mm×1,700mm、下段:樹脂製φ70mm×1,600mm)</td> </tr> <tr> <td>土中サヤ管</td> <td>φ89.1mm×14.2mm×600mm(キャップ付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>スノーポール</td> <td>伸縮2段式(反射シート付) (上段:樹脂製φ60mm×1,700mm、下段:樹脂製φ70mm×1,600mm)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>防護欄 取付金具</td> <td>親子バンド(緩み止めナット付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-17-4 施工 スノーポール工の施工は、予め施工計画書を提出し監督員の確認を得るものとする。 また、施工に際しては傷、汚損等が生じないよう丁寧に扱うものとする。</p> <p>25-17-5 数量の検測 スノーポール工の数量の検測は、設計数量(基)で行うものとする。</p> <p>25-17-6 支払 スノーポール工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1基当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うサヤ管の打込み、取付金具の設置、スノーポールの設置等スノーポール工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1102 2451 1543 2585"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特(4)</td> <td>スノーポール工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>56</p>	単価表の項目	区分内容	摘要	A	土中サヤ管差込み式のスノーポールを設置するもの。 (サヤ管φ89.1mm、L=600mm)		B	路肩防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ139.8mm)		C	中央分離帯防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ114.3mm)		単価表の項目	区分	規格・仕様等	A	スノーポール	伸縮2段式(反射シート付) (上段:樹脂製φ60mm×1,700mm、下段:樹脂製φ70mm×1,600mm)	土中サヤ管	φ89.1mm×14.2mm×600mm(キャップ付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)	B	スノーポール	伸縮2段式(反射シート付) (上段:樹脂製φ60mm×1,700mm、下段:樹脂製φ70mm×1,600mm)	C	防護欄 取付金具	親子バンド(緩み止めナット付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)		単価表の項目	検測の単位	特(4)	スノーポール工		A	基	B	基	C	基
単価表の項目	区分内容	摘要																																					
A	土中サヤ管差込み式のスノーポールを設置するもの。 (サヤ管φ89.1mm、L=600mm)																																						
B	路肩防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ139.8mm)																																						
C	中央分離帯防護欄にスノーポールを添架するもの。 (防護欄支柱取付金具φ114.3mm)																																						
単価表の項目	区分	規格・仕様等																																					
A	スノーポール	伸縮2段式(反射シート付) (上段:樹脂製φ60mm×1,700mm、下段:樹脂製φ70mm×1,600mm)																																					
	土中サヤ管	φ89.1mm×14.2mm×600mm(キャップ付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)																																					
B	スノーポール	伸縮2段式(反射シート付) (上段:樹脂製φ60mm×1,700mm、下段:樹脂製φ70mm×1,600mm)																																					
C	防護欄 取付金具	親子バンド(緩み止めナット付) 溶融亜鉛めっき(HDZT63)																																					
	単価表の項目	検測の単位																																					
特(4)	スノーポール工																																						
	A	基																																					
	B	基																																					
	C	基																																					
<p>正</p>	<p>誤</p>																																						

対象	修正箇所						
<p>特記仕様書(10) 26-1 率計上工事 26-1-2 当初契約金額</p>	<p>誤</p> <p>26. 率計上工事に関する事項 26-1 率計上工事 26-1-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分についての見積りについては、当初契約において一式として契約する。 なお、率計上工事は、本特記仕様書26-1-2「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>26-1-2 当初契約金額 当初契約は、率計上に用いる単価表の項目は諸経費④による項目のうち、単価表の番号（1～136）の金額の合計に対して15%を一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5ケタとし、有効数字6ケタ目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す概略発注工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。 また、率計上項目及び概算数量については、設計図書における率計上工事に関する契約参考図書に示し、参考として取り扱うものとする。</p> <p>26-1-3 種別 率計上工事の種別は、契約参考図書及び数量総括表によるものとする。</p> <p>26-1-4 契約変更について 契約締結後、率計上部分の対象項目については現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとする。 なお、「特-（11）率計上工事に関する事項の単価表の項目」の新単価算出にあつては、単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。</p> <p>26-1-5 率計上工事対象項目 率計上工事対象項目は、契約参考図書及び数量総括表に基づき、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべてについて率計上の対象としている。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特-（11）</td> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">65</p>		単価表の項目	検測の単位	特-（11）	率計上工事に関する事項	式
	単価表の項目	検測の単位					
特-（11）	率計上工事に関する事項	式					
	<p>正</p> <p>26. 率計上工事に関する事項 26-1 率計上工事 26-1-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分についての見積りについては、当初契約において一式として契約する。 なお、率計上工事は、本特記仕様書26-1-2「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>26-1-2 当初契約金額 当初契約は、率計上に用いる単価表の項目は諸経費④による項目のうち、単価表の番号（1～136）の金額の合計に対して13%を一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5ケタとし、有効数字6ケタ目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す概略発注工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。 また、率計上項目及び概算数量については、設計図書における率計上工事に関する契約参考図書に示し、参考として取り扱うものとする。</p> <p>26-1-3 種別 率計上工事の種別は、契約参考図書及び数量総括表によるものとする。</p> <p>26-1-4 契約変更について 契約締結後、率計上部分の対象項目については現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとする。 なお、「特-（11）率計上工事に関する事項の単価表の項目」の新単価算出にあつては、単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。</p> <p>26-1-5 率計上工事対象項目 率計上工事対象項目は、契約参考図書及び数量総括表に基づき、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべてについて率計上の対象としている。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特-（11）</td> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">65</p>		単価表の項目	検測の単位	特-（11）	率計上工事に関する事項	式
	単価表の項目	検測の単位					
特-（11）	率計上工事に関する事項	式					

割掛対象表(1)

<積算データ管理> *** 割掛対象表 ***

割掛項目	変動・固定の区分														
	◎共通仮設費	工事用機械運搬費	舗装修繕工事機械現場内移動費	仮設材運搬費	仮設材運搬費A	仮設材運搬費B1	仮設材運搬費B2	仮設材運搬費C	仮設材運搬費	仮設材運搬費移設A2	仮設材運搬費移設B	工事用進入路設置撤去費	監督員詰所費	◎準備工事費	所の保護(本線内工事)用道路費(伸縮継手箇)
割掛先契約項目															
アスファルト混合物															
アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工 (FB13)															○
アスファルトコンクリート中間層工 (SMAII型)															○
アスファルトコンクリート表層工 (高機能II型)															○
アスファルトコンクリート表層工 (タイプB)															○
セメントコンクリート舗装版工															
連続鉄筋コンクリート舗装版B															
版端部 (t=21cm)															
切削オーバーレイ工															
切削オーバーレイ工A2 (t=4cm) (Y)		○	○												
切削オーバーレイ工B (t=4cm) (Y)		○	○												
切削オーバーレイ工A2 (t=10cm) (Y)		○	○												
切削オーバーレイ工A2 (t=25cm) (Y)		○	○												
防護柵															
Gr-A-GFPC (S) (P)															
コンクリートシール工															
t=10cm															
仮設防護柵工															
A1									○						

注) 変動・固定の部分・・・“固”は固定先割掛を示し、空白は変動的割掛を示す。

<積算データ管理> *** 割掛対象表 ***

割掛項目	変動・固定の区分														
	◎共通仮設費	工事用機械運搬費	舗装修繕工事機械現場内移動費	仮設材運搬費	仮設材運搬費A	仮設材運搬費B1	仮設材運搬費B2	仮設材運搬費C	仮設材運搬費	仮設材運搬費移設A2	仮設材運搬費移設B	工事用進入路設置撤去費	監督員詰所費	◎準備工事費	所の保護(本線内工事)用道路費(伸縮継手箇)
割掛先契約項目															
アスファルト混合物															
アスファルトコンクリート中間層工 (SMAII型)															○
アスファルトコンクリート表層工 (高機能II型)															○
アスファルトコンクリート表層工 (タイプB)															○
セメントコンクリート舗装版工															
連続鉄筋コンクリート舗装版B			○												
版端部 (t=21cm)															
切削オーバーレイ工															
切削オーバーレイ工A2 (t=4cm) (Y)		○	○												
切削オーバーレイ工B (t=4cm) (Y)		○	○												
切削オーバーレイ工A2 (t=10cm) (Y)		○	○												
切削オーバーレイ工A2 (t=25cm) (Y)		○	○												
防護柵															
Gr-A-GFPC (S) (P)															
コンクリートシール工															
t=10cm															
仮設防護柵工															
A1									○						
A2									○						

注) 変動・固定の部分・・・“固”は固定先割掛を示し、空白は変動的割掛を示す。

※準備工事費に修正

※追加

割掛対象表(2)

*** 割掛対象表 ***

割掛項目	変動・固定の区分		◎ 仮設備工事費	トンネル内仮設照明設備費	自走式土質改良機設置・撤去	◎ 雑工事費	切土部施工基面の整形費	のり面仕上げ費	土砂等崩落防止権費	有料道路料金費								
	本線内工事用道路費(構造物接続)	箇所保護																
割掛先契約項目	固			固	固		固	固	固	固								
道路掘削																		
土砂 A1									○	○								
土砂 A2									○	○								
土砂(表土) A									○	○								
種散布工									○									
粒状路盤工																		
下層路盤 (t=17cm)																		○
上層路盤 (t=8cm)																		○
上層路盤 (t=16cm)																		○
セメント安定処理路盤工																		○
下層路盤 (t=10cm)																		○
下層路盤 (t=16cm)																		○
下層路盤 (t=20cm)																		○
セメントコンクリート舗装路盤 (t=20cm)																		○
アスファルト混合物																		○
加熱アスファルト安定処理路盤工	○																	○
アスファルトコンクリート遮水性基層工	○																	○

注) 変動・固定の部分・・・“固”は固定先割掛を示し、空白は変動的割掛を示す。

*** 割掛対象表 ***

割掛項目	変動・固定の区分		◎ 仮設備工事費	トンネル内仮設照明設備費	自走式土質改良機設置・撤去	◎ 雑工事費	切土部施工基面の整形費	のり面仕上げ費	土砂等崩落防止権費	有料道路料金費								
	本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)	箇所保護																
割掛先契約項目	固	固		固	固		固	固	固	固								
道路掘削																		
土砂 A1									○	○	○	○						
土砂 A2									○	○	○	○						
土砂(表土) A									○	○	○	○						
粒状路盤工																		
下層路盤 (t=17cm)																		○
上層路盤 (t=8cm)																		○
上層路盤 (t=16cm)																		○
セメント安定処理路盤工																		○
下層路盤 (t=10cm)																		○
下層路盤 (t=16cm)																		○
下層路盤 (t=20cm)																		○
セメントコンクリート舗装路盤 (t=20cm)																		○
アスファルト混合物																		○
加熱アスファルト安定処理路盤工	○	○																○
アスファルトコンクリート遮水性基層工	○	○																○
アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工 (FB13)	○	○																○

注) 変動・固定の部分・・・“固”は固定先割掛を示し、空白は変動的割掛を示す。

対象	修正箇所																																								
割掛対象表参考内訳書(1)	<div style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書</div> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費</td> <td>質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。</td> <td>貨物自動車による運搬 アスファルトフィニッシャー重量23t-2台-1往復 大型切削機-重量29t-2台-1往復 運搬距離33.0km(片道)</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>舗装修繕工事 機械現場内移動費</td> <td>高速度路上で行う舗装修繕工事における基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>大型切削機-重量29t-1台×12回(片道) 小型路面切削機-重量7t-1台×6回(片道) アスファルトフィニッシャー-重量7t-1台×12回(片道) マカダムローラー-重量10t-1台×12回(片道) タイヤローラー-重量15t-1台×12回(片道)</td> <td>無</td> </tr> <tr style="border: 2px solid yellow;"> <td>仮設材運搬費</td> <td>仮設材等(仮橋、鋼矢板、H型钢、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。</td> <td>敷鉄板-640.6㎡ リース基地から工事用進入路D 運搬距離: 22.5km(片道) 設置期間: R9.8~R10.11(16カ月)</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費A</td> <td>仮設防護欄工A1、A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)のリース基地から現場までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>リース基地から現場: 33.0km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 4.431m</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費B1</td> <td>仮設防護欄工B1に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>引渡し場所から工事用資材置場: 283.0km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 344m</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費B2</td> <td>仮設防護欄工B2に使用する仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>引渡し場所から工事用資材置場: 202.7km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式): 1,045m</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費C</td> <td>仮設防護欄工Cに使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約2,190m</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費 移設A2</td> <td>仮設防護欄工 移設A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約3,114m</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 アスファルトフィニッシャー重量23t-2台-1往復 大型切削機-重量29t-2台-1往復 運搬距離33.0km(片道)	無	舗装修繕工事 機械現場内移動費	高速度路上で行う舗装修繕工事における基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	大型切削機-重量29t-1台×12回(片道) 小型路面切削機-重量7t-1台×6回(片道) アスファルトフィニッシャー-重量7t-1台×12回(片道) マカダムローラー-重量10t-1台×12回(片道) タイヤローラー-重量15t-1台×12回(片道)	無	仮設材運搬費	仮設材等(仮橋、鋼矢板、H型钢、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	敷鉄板-640.6㎡ リース基地から工事用進入路D 運搬距離: 22.5km(片道) 設置期間: R9.8~R10.11(16カ月)	有	仮設材運搬費A	仮設防護欄工A1、A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)のリース基地から現場までの運搬に要する費用をいう。	リース基地から現場: 33.0km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 4.431m	無	仮設材運搬費B1	仮設防護欄工B1に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。	引渡し場所から工事用資材置場: 283.0km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 344m	無	仮設材運搬費B2	仮設防護欄工B2に使用する仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。	引渡し場所から工事用資材置場: 202.7km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式): 1,045m	無	仮設材運搬費C	仮設防護欄工Cに使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。	現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約2,190m	無	仮設材運搬費 移設A2	仮設防護欄工 移設A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。	現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約3,114m	無				
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																																						
工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 アスファルトフィニッシャー重量23t-2台-1往復 大型切削機-重量29t-2台-1往復 運搬距離33.0km(片道)	無																																						
舗装修繕工事 機械現場内移動費	高速度路上で行う舗装修繕工事における基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	大型切削機-重量29t-1台×12回(片道) 小型路面切削機-重量7t-1台×6回(片道) アスファルトフィニッシャー-重量7t-1台×12回(片道) マカダムローラー-重量10t-1台×12回(片道) タイヤローラー-重量15t-1台×12回(片道)	無																																						
仮設材運搬費	仮設材等(仮橋、鋼矢板、H型钢、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	敷鉄板-640.6㎡ リース基地から工事用進入路D 運搬距離: 22.5km(片道) 設置期間: R9.8~R10.11(16カ月)	有																																						
仮設材運搬費A	仮設防護欄工A1、A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)のリース基地から現場までの運搬に要する費用をいう。	リース基地から現場: 33.0km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 4.431m	無																																						
仮設材運搬費B1	仮設防護欄工B1に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。	引渡し場所から工事用資材置場: 283.0km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 344m	無																																						
仮設材運搬費B2	仮設防護欄工B2に使用する仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。	引渡し場所から工事用資材置場: 202.7km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式): 1,045m	無																																						
仮設材運搬費C	仮設防護欄工Cに使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。	現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約2,190m	無																																						
仮設材運搬費 移設A2	仮設防護欄工 移設A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。	現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約3,114m	無																																						
正	<div style="text-align: center;">割掛対象表参考内訳書</div> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費</td> <td>質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。</td> <td>貨物自動車による運搬 アスファルトフィニッシャー重量23t-2台-1往復 大型切削機-重量29t-6台-1往復 運搬距離33.0km(片道)</td> <td>無</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>工事用機械分解組立費</td> <td>重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> <td>貨物自動車による運搬 スリップフォームペーパー-重量24t-2台-1往復 運搬距離33.0km(片道)</td> <td>無 ※追加</td> </tr> <tr> <td>舗装修繕工事 機械現場内移動費</td> <td>高速度路上で行う舗装修繕工事における基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>大型切削機-重量29t-1台×12回(片道) 小型路面切削機-重量7t-1台×6回(片道) アスファルトフィニッシャー-重量7t-1台×12回(片道) マカダムローラー-重量10t-1台×12回(片道) タイヤローラー-重量15t-1台×12回(片道)</td> <td>無</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>仮設材運搬費</td> <td>仮設材等(仮橋、鋼矢板、H型钢、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。</td> <td>敷鉄板-640.6㎡ リース基地から工事用進入路D 運搬距離: 22.5km(片道)</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費A</td> <td>仮設防護欄工A1、A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)のリース基地から現場までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>リース基地から現場: 33.0km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 4.431m</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費B1</td> <td>仮設防護欄工B1に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>引渡し場所から工事用資材置場: 283.0km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 344m</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費B2</td> <td>仮設防護欄工B2に使用する仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>引渡し場所から工事用資材置場: 202.7km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式): 1,045m</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費C</td> <td>仮設防護欄工Cに使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約2,190m</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>仮設材運搬費 移設A2</td> <td>仮設防護欄工 移設A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。</td> <td>現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約3,114m</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 アスファルトフィニッシャー重量23t-2台-1往復 大型切削機-重量29t-6台-1往復 運搬距離33.0km(片道)	無	工事用機械分解組立費	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 スリップフォームペーパー-重量24t-2台-1往復 運搬距離33.0km(片道)	無 ※追加	舗装修繕工事 機械現場内移動費	高速度路上で行う舗装修繕工事における基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	大型切削機-重量29t-1台×12回(片道) 小型路面切削機-重量7t-1台×6回(片道) アスファルトフィニッシャー-重量7t-1台×12回(片道) マカダムローラー-重量10t-1台×12回(片道) タイヤローラー-重量15t-1台×12回(片道)	無	仮設材運搬費	仮設材等(仮橋、鋼矢板、H型钢、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	敷鉄板-640.6㎡ リース基地から工事用進入路D 運搬距離: 22.5km(片道)	有	仮設材運搬費A	仮設防護欄工A1、A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)のリース基地から現場までの運搬に要する費用をいう。	リース基地から現場: 33.0km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 4.431m	無	仮設材運搬費B1	仮設防護欄工B1に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。	引渡し場所から工事用資材置場: 283.0km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 344m	無	仮設材運搬費B2	仮設防護欄工B2に使用する仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。	引渡し場所から工事用資材置場: 202.7km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式): 1,045m	無	仮設材運搬費C	仮設防護欄工Cに使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。	現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約2,190m	無	仮設材運搬費 移設A2	仮設防護欄工 移設A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。	現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約3,114m	無
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																																						
工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 アスファルトフィニッシャー重量23t-2台-1往復 大型切削機-重量29t-6台-1往復 運搬距離33.0km(片道)	無																																						
工事用機械分解組立費	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 スリップフォームペーパー-重量24t-2台-1往復 運搬距離33.0km(片道)	無 ※追加																																						
舗装修繕工事 機械現場内移動費	高速度路上で行う舗装修繕工事における基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	大型切削機-重量29t-1台×12回(片道) 小型路面切削機-重量7t-1台×6回(片道) アスファルトフィニッシャー-重量7t-1台×12回(片道) マカダムローラー-重量10t-1台×12回(片道) タイヤローラー-重量15t-1台×12回(片道)	無																																						
仮設材運搬費	仮設材等(仮橋、鋼矢板、H型钢、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	敷鉄板-640.6㎡ リース基地から工事用進入路D 運搬距離: 22.5km(片道)	有																																						
仮設材運搬費A	仮設防護欄工A1、A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)のリース基地から現場までの運搬に要する費用をいう。	リース基地から現場: 33.0km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 4.431m	無																																						
仮設材運搬費B1	仮設防護欄工B1に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。	引渡し場所から工事用資材置場: 283.0km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 344m	無																																						
仮設材運搬費B2	仮設防護欄工B2に使用する仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式)の支給材料の引渡し場所から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬及び工事用資材置場から現場までの運搬に要する費用をいう。	引渡し場所から工事用資材置場: 202.7km(片道) 工事用資材置場から現場: 5.2km(片道) 仮設防護欄(ポリエチレン製・水充填式): 1,045m	無																																						
仮設材運搬費C	仮設防護欄工Cに使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。	現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約2,190m	無																																						
仮設材運搬費 移設A2	仮設防護欄工 移設A2に使用する仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品)の現場から本特記仕様書5-1「工事用資材置場」に示す敷地までの運搬に要する費用をいう。	現場から資材置場: 8.2km(片道) 仮設防護欄(H鋼基礎式・A種相当品): 約3,114m	無																																						

対象	修正箇所																																																
割掛対象表参考内訳書(2)	<div style="text-align: center;">修正箇所</div> <p>【準備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用進入路設置撤去費</td> <td>本線内への進入路を設け、施工完了後に再び原形に復旧するのに要する費用をいう。</td> <td>立入防止柵撤去設置工 32.3m 敷砂利 設置及び撤去 RC-40(t=10cm) 488.9㎡</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)</td> <td>本線内を工事用道路として利用する場合に、橋梁の伸縮継手箇所の段差を是正し、かつ伸縮継手の損傷を防ぐために設置する保護工に要する費用をいう。</td> <td>鋼板(無規格中板3.2・0.176t/箇所)→4箇所</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>本線内工事用道路費(構造物接続箇所の保護)</td> <td>本線内を工事用道路として利用する場合に、アスファルト舗装と橋台トンネル内のコンクリー舗装版の接続箇所の段差を是正し、かつ構造物の損傷を防ぐために設置する防護工に要する費用をいう。</td> <td>松押角(0.07㎡/箇所)→8箇所</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>【仮設備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式土質改良機設置・撤去</td> <td>自走式土質改良機の設置・撤去に要する費用をいう。</td> <td>自走式土質改良機の設置・撤去回数→2回</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>トンネル内仮設照明設備費</td> <td>トンネル内の舗装工事を行うため、仮設の照明設備等及び、発動発電機に要する費用をいう。(小松トンネル・宝珠山トンネル内)</td> <td>仮設照明設備の設置・撤去→1式 (20W/灯:LEDを5mピッチに設置) 配線工の設置・撤去→1式 発動発電機損料及び、燃料費</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>【雑工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切土部施工基面の整形費</td> <td>共通仕様書2-6-5(6)の規定を満足するよう、上部路床面の不陸整正に要する費用をいう。</td> <td>切土部施工基面の整形(土砂)→3149.0㎡</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>のり面仕上げ費</td> <td>共通仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作業に要する費用をいう。</td> <td>切土のり面仕上げ(土砂)→4724.0㎡</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>土砂等崩落防止柵費</td> <td>工事施工場所から一般道、民家、田畑等に土砂・転落等の崩落防止を目的とした柵の設置および撤去に要する費用をいう。</td> <td>土砂等崩落防止柵→183.7m 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>有料道路料金費</td> <td>道路掘削、粒状路盤工、路面切削工、アスファルト混合物、防護柵工、仮設防護柵工等の施工において必要となる三川10~安田10間の通行料金の費用をいう。</td> <td>三川10~安田10 中型車 6,556回 大型車 2,025回</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	工事用進入路設置撤去費	本線内への進入路を設け、施工完了後に再び原形に復旧するのに要する費用をいう。	立入防止柵撤去設置工 32.3m 敷砂利 設置及び撤去 RC-40(t=10cm) 488.9㎡	有	本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、橋梁の伸縮継手箇所の段差を是正し、かつ伸縮継手の損傷を防ぐために設置する保護工に要する費用をいう。	鋼板(無規格中板3.2・0.176t/箇所)→4箇所	無	本線内工事用道路費(構造物接続箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、アスファルト舗装と橋台トンネル内のコンクリー舗装版の接続箇所の段差を是正し、かつ構造物の損傷を防ぐために設置する防護工に要する費用をいう。	松押角(0.07㎡/箇所)→8箇所	無	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	自走式土質改良機設置・撤去	自走式土質改良機の設置・撤去に要する費用をいう。	自走式土質改良機の設置・撤去回数→2回	無	トンネル内仮設照明設備費	トンネル内の舗装工事を行うため、仮設の照明設備等及び、発動発電機に要する費用をいう。(小松トンネル・宝珠山トンネル内)	仮設照明設備の設置・撤去→1式 (20W/灯:LEDを5mピッチに設置) 配線工の設置・撤去→1式 発動発電機損料及び、燃料費	無	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	切土部施工基面の整形費	共通仕様書2-6-5(6)の規定を満足するよう、上部路床面の不陸整正に要する費用をいう。	切土部施工基面の整形(土砂)→3149.0㎡	無	のり面仕上げ費	共通仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作業に要する費用をいう。	切土のり面仕上げ(土砂)→4724.0㎡	無	土砂等崩落防止柵費	工事施工場所から一般道、民家、田畑等に土砂・転落等の崩落防止を目的とした柵の設置および撤去に要する費用をいう。	土砂等崩落防止柵→183.7m 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)	有	有料道路料金費	道路掘削、粒状路盤工、路面切削工、アスファルト混合物、防護柵工、仮設防護柵工等の施工において必要となる三川10~安田10間の通行料金の費用をいう。	三川10~安田10 中型車 6,556回 大型車 2,025回	無
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																																														
工事用進入路設置撤去費	本線内への進入路を設け、施工完了後に再び原形に復旧するのに要する費用をいう。	立入防止柵撤去設置工 32.3m 敷砂利 設置及び撤去 RC-40(t=10cm) 488.9㎡	有																																														
本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、橋梁の伸縮継手箇所の段差を是正し、かつ伸縮継手の損傷を防ぐために設置する保護工に要する費用をいう。	鋼板(無規格中板3.2・0.176t/箇所)→4箇所	無																																														
本線内工事用道路費(構造物接続箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、アスファルト舗装と橋台トンネル内のコンクリー舗装版の接続箇所の段差を是正し、かつ構造物の損傷を防ぐために設置する防護工に要する費用をいう。	松押角(0.07㎡/箇所)→8箇所	無																																														
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																																														
自走式土質改良機設置・撤去	自走式土質改良機の設置・撤去に要する費用をいう。	自走式土質改良機の設置・撤去回数→2回	無																																														
トンネル内仮設照明設備費	トンネル内の舗装工事を行うため、仮設の照明設備等及び、発動発電機に要する費用をいう。(小松トンネル・宝珠山トンネル内)	仮設照明設備の設置・撤去→1式 (20W/灯:LEDを5mピッチに設置) 配線工の設置・撤去→1式 発動発電機損料及び、燃料費	無																																														
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																																														
切土部施工基面の整形費	共通仕様書2-6-5(6)の規定を満足するよう、上部路床面の不陸整正に要する費用をいう。	切土部施工基面の整形(土砂)→3149.0㎡	無																																														
のり面仕上げ費	共通仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作業に要する費用をいう。	切土のり面仕上げ(土砂)→4724.0㎡	無																																														
土砂等崩落防止柵費	工事施工場所から一般道、民家、田畑等に土砂・転落等の崩落防止を目的とした柵の設置および撤去に要する費用をいう。	土砂等崩落防止柵→183.7m 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)	有																																														
有料道路料金費	道路掘削、粒状路盤工、路面切削工、アスファルト混合物、防護柵工、仮設防護柵工等の施工において必要となる三川10~安田10間の通行料金の費用をいう。	三川10~安田10 中型車 6,556回 大型車 2,025回	無																																														
正	<p>【準備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用進入路設置撤去費</td> <td>本線内への進入路を設け、施工完了後に再び原形に復旧するのに要する費用をいう。</td> <td>立入防止柵撤去設置工 32.3m 敷砂利 設置及び撤去 RC-40(t=10cm) 488.9㎡ 敷鉄板 設置、存置、撤去 640.6㎡ 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)</td> <td>本線内を工事用道路として利用する場合に、橋梁の伸縮継手箇所の段差を是正し、かつ伸縮継手の損傷を防ぐために設置する保護工に要する費用をいう。</td> <td>鋼板(無規格中板3.2・0.176t/箇所)→4箇所</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>本線内工事用道路費(構造物接続箇所の保護)</td> <td>本線内を工事用道路として利用する場合に、アスファルト舗装と橋台トンネル内のコンクリー舗装版の接続箇所の段差を是正し、かつ構造物の損傷を防ぐために設置する防護工に要する費用をいう。</td> <td>松押角(0.07㎡/箇所)→8箇所</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>【仮設備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式土質改良機設置・撤去</td> <td>自走式土質改良機の設置・撤去に要する費用をいう。</td> <td>自走式土質改良機の設置・撤去回数→2回</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>トンネル内仮設照明設備費</td> <td>トンネル内の舗装工事を行うため、仮設の照明設備等及び、発動発電機に要する費用をいう。(小松トンネル・宝珠山トンネル内)</td> <td>仮設照明設備の設置・撤去→1式 (20W/灯:LEDを5mピッチに設置) 配線工の設置・撤去→1式 発動発電機損料及び、燃料費</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>【雑工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳(参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切土部施工基面の整形費</td> <td>共通仕様書2-6-5(6)の規定を満足するよう、上部路床面の不陸整正に要する費用をいう。</td> <td>切土部施工基面の整形(土砂)→3149.0㎡</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>のり面仕上げ費</td> <td>共通仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作業に要する費用をいう。</td> <td>切土のり面仕上げ(土砂)→4724.0㎡</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>土砂等崩落防止柵費</td> <td>工事施工場所から一般道、民家、田畑等に土砂・転落等の崩落防止を目的とした柵の設置および撤去に要する費用をいう。</td> <td>土砂等崩落防止柵→183.7m 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>有料道路料金費</td> <td>道路掘削、粒状路盤工、路面切削工、アスファルト混合物、防護柵工、仮設防護柵工等の施工において必要となる三川10~安田10間の通行料金の費用をいう。</td> <td>三川10~安田10 中型車 6,556回 大型車 2,025回</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	工事用進入路設置撤去費	本線内への進入路を設け、施工完了後に再び原形に復旧するのに要する費用をいう。	立入防止柵撤去設置工 32.3m 敷砂利 設置及び撤去 RC-40(t=10cm) 488.9㎡ 敷鉄板 設置、存置、撤去 640.6㎡ 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)	有	本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、橋梁の伸縮継手箇所の段差を是正し、かつ伸縮継手の損傷を防ぐために設置する保護工に要する費用をいう。	鋼板(無規格中板3.2・0.176t/箇所)→4箇所	無	本線内工事用道路費(構造物接続箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、アスファルト舗装と橋台トンネル内のコンクリー舗装版の接続箇所の段差を是正し、かつ構造物の損傷を防ぐために設置する防護工に要する費用をいう。	松押角(0.07㎡/箇所)→8箇所	無	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	自走式土質改良機設置・撤去	自走式土質改良機の設置・撤去に要する費用をいう。	自走式土質改良機の設置・撤去回数→2回	無	トンネル内仮設照明設備費	トンネル内の舗装工事を行うため、仮設の照明設備等及び、発動発電機に要する費用をいう。(小松トンネル・宝珠山トンネル内)	仮設照明設備の設置・撤去→1式 (20W/灯:LEDを5mピッチに設置) 配線工の設置・撤去→1式 発動発電機損料及び、燃料費	無	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	切土部施工基面の整形費	共通仕様書2-6-5(6)の規定を満足するよう、上部路床面の不陸整正に要する費用をいう。	切土部施工基面の整形(土砂)→3149.0㎡	無	のり面仕上げ費	共通仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作業に要する費用をいう。	切土のり面仕上げ(土砂)→4724.0㎡	無	土砂等崩落防止柵費	工事施工場所から一般道、民家、田畑等に土砂・転落等の崩落防止を目的とした柵の設置および撤去に要する費用をいう。	土砂等崩落防止柵→183.7m 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)	有	有料道路料金費	道路掘削、粒状路盤工、路面切削工、アスファルト混合物、防護柵工、仮設防護柵工等の施工において必要となる三川10~安田10間の通行料金の費用をいう。	三川10~安田10 中型車 6,556回 大型車 2,025回	無
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																																														
工事用進入路設置撤去費	本線内への進入路を設け、施工完了後に再び原形に復旧するのに要する費用をいう。	立入防止柵撤去設置工 32.3m 敷砂利 設置及び撤去 RC-40(t=10cm) 488.9㎡ 敷鉄板 設置、存置、撤去 640.6㎡ 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)	有																																														
本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、橋梁の伸縮継手箇所の段差を是正し、かつ伸縮継手の損傷を防ぐために設置する保護工に要する費用をいう。	鋼板(無規格中板3.2・0.176t/箇所)→4箇所	無																																														
本線内工事用道路費(構造物接続箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、アスファルト舗装と橋台トンネル内のコンクリー舗装版の接続箇所の段差を是正し、かつ構造物の損傷を防ぐために設置する防護工に要する費用をいう。	松押角(0.07㎡/箇所)→8箇所	無																																														
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																																														
自走式土質改良機設置・撤去	自走式土質改良機の設置・撤去に要する費用をいう。	自走式土質改良機の設置・撤去回数→2回	無																																														
トンネル内仮設照明設備費	トンネル内の舗装工事を行うため、仮設の照明設備等及び、発動発電機に要する費用をいう。(小松トンネル・宝珠山トンネル内)	仮設照明設備の設置・撤去→1式 (20W/灯:LEDを5mピッチに設置) 配線工の設置・撤去→1式 発動発電機損料及び、燃料費	無																																														
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面																																														
切土部施工基面の整形費	共通仕様書2-6-5(6)の規定を満足するよう、上部路床面の不陸整正に要する費用をいう。	切土部施工基面の整形(土砂)→3149.0㎡	無																																														
のり面仕上げ費	共通仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作業に要する費用をいう。	切土のり面仕上げ(土砂)→4724.0㎡	無																																														
土砂等崩落防止柵費	工事施工場所から一般道、民家、田畑等に土砂・転落等の崩落防止を目的とした柵の設置および撤去に要する費用をいう。	土砂等崩落防止柵→183.7m 設置期間:R9.8~R10.11(16ヵ月)	有																																														
有料道路料金費	道路掘削、粒状路盤工、路面切削工、アスファルト混合物、防護柵工、仮設防護柵工等の施工において必要となる三川10~安田10間の通行料金の費用をいう。	三川10~安田10 中型車 6,556回 大型車 2,025回	無																																														

対象

修正箇所

設計図(2)
位置図・平面図
数量明細表 (2)

誤

		数量明細表 (2)																				2 / 15							
名称及び測定		16-14) 橋脚柱				16-15) 橋脚板		16-16) 視線誘導標						16-17) 距離標						18-14) 舗石工			18-13) 立入禁止標	18-14) t=41cm	18-14) t=10cm	18-15) t=15cm			
		A1	B1	D1	D3	反射式 A	反射式 B	A1-5	A2-1	A2-5	A3-1(目)	C2	C3	B4-1	B6-1	B6-2	C3-1	C4-1	C6-1	C6-2	アスファルト舗石A=C112)	アスファルト舗石A=C115)	工機用コンクリート舗石A						
		基	基	基	基	m2	m2	基	基	基	基	基	基	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	m	m	m	枚	m2	m2	m2		
下り線		3.0	1.0	14.0	46.0	30.1	3.4	6.0	67.0	73.0	12.0	76.0	76.0	4.0	4.0	2.0	4.0	14.0	50.0	10.0			1,989.7	1,696.0	25.0	288.9	3,684.1	1,115.9	
上り線				10.0	16.0	6.6	0.7		9.0	110.0	5.0	94.0	94.0	2.0	1.0		1.0	6.0	22.0			920.0	480.0				326.9		
合 計		3.0	1.0	24.0	61.0	36.7	4.1	6.0	76.0	183.0	17.0	170.0	170.0	6.0	5.0	2.0	5.0	20.0	72.0	10.0			920.0	2,469.7	1,696.0	25.0	294.9	4,011.0	1,115.9

名称及び測定	19-11) 交通標柱工		19-12) 交通保安資具						特-11) 視線誘導標	特-12) 防草シート工	特-13) 標識	特-14) スノーポール工			特-15) 距離標	特-16) 中央防雪ブロック工	特-17) 標識落下防止対策工	特-18) 視線の誘導工									
	固定標柱A	固定標柱B	交通標柱A1	交通標柱A2	交通標柱A2(Y)	交通標柱B1-1	交通標柱B1-2	交通標柱B2-1(Y)	交通標柱B2-2(Y)	A	A	B	A	B	A	B	C	A	A	A	A1	A2	B1	B2	C	標識A1	
	日	日	人・日	人・日	人・日	人・日	人・日	人・日	人・日	m	m	m	基	基	基	基	基	基	m	m2	基	m	m	m	m	m	m
下り線										68.0	67.1	2,843.2	2.0	2.0	8.0	49.0	12.0	270.9	67.0	1.0							
上り線	266.0	181.0	676.0	9.0	67.0	367.0	670.0	76.0	76.0				127.6			2.0	20.0				3,651.0	780.0	344.0	1,045.0	2,190.0	1,810.0	
合 計	266.0	181.0	676.0	9.0	67.0	367.0	670.0	76.0	76.0	68.0	67.1	2,970.8	2.0	2.0	10.0	69.0	12.0	270.9	67.0	1.0	3,651.0	780.0	344.0	1,045.0	2,190.0	1,810.0	

名称及び測定	特-19) 視線の誘導工		特-19) 路面切削工		特-110) 誘導標柱工	18-118) 六邊クorum 突出標識A
	標識A2	標識B	標準A	A	B	A
	m	m	m・月	m2	m2	箇所
下り線				7,899.8	1,000.0	1.0
上り線	3,694.0	1,011.0	63,510.0	12,895.8	3,310.9	8.0
合 計	3,694.0	1,011.0	63,510.0	20,729.6	5,301.8	8.0

数量明細表 (2)	数量	単位	備考
数量			
単位			
備考			

正

		数量明細表 (2)																				2 / 15							
名称及び測定		16-14) 橋脚柱				16-15) 橋脚板		16-16) 視線誘導標						16-17) 距離標						18-14) 舗石工			18-13) 立入禁止標	18-14) t=41cm	18-14) t=10cm	18-15) t=15cm			
		A1	B1	D1	D3	反射式 A	反射式 B	A1-5	A2-1	A2-5	A3-1(目)	C2	C3	B4-1	B6-1	B6-2	C3-1	C4-1	C6-1	C6-2	アスファルト舗石A=C112)	アスファルト舗石A=C115)	工機用コンクリート舗石A						
		基	基	基	基	m2	m2	基	基	基	基	基	基	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	m	m	m	枚	m2	m2	m2		
下り線		3.0	1.0	14.0	46.0	30.1	3.4	6.0	67.0	73.0	12.0	76.0	76.0	4.0	4.0	2.0	4.0	14.0	50.0	10.0			1,989.7	1,696.0	25.0	300.2	3,684.1	1,115.9	
上り線				10.0	16.0	6.6	0.7		9.0	110.0	5.0	94.0	94.0	2.0	1.0		1.0	6.0	22.0			920.0	480.0				326.9		
合 計		3.0	1.0	24.0	61.0	36.7	4.1	6.0	76.0	183.0	17.0	170.0	170.0	6.0	5.0	2.0	5.0	20.0	72.0	10.0			920.0	2,469.7	1,696.0	25.0	300.2	4,011.0	1,115.9

名称及び測定	19-11) 交通標柱工		19-12) 交通保安資具						特-11) 視線誘導標	特-12) 防草シート工	特-13) 標識	特-14) スノーポール工			特-15) 距離標	特-16) 中央防雪ブロック工	特-17) 標識落下防止対策工	特-18) 視線の誘導工									
	固定標柱A	固定標柱B	交通標柱A1	交通標柱A2	交通標柱A2(Y)	交通標柱B1-1	交通標柱B1-2	交通標柱B2-1(Y)	交通標柱B2-2(Y)	A	A	B	A	B	A	B	C	A	A	A	A1	A2	B1	B2	C	標識A1	
	日	日	人・日	人・日	人・日	人・日	人・日	人・日	人・日	m	m	m	基	基	基	基	基	基	m	m2	基	m	m	m	m	m	m
下り線										68.0	67.1	2,843.2	2.0	2.0	8.0	49.0	12.0	270.9	67.0	1.0							
上り線	266.0	181.0	676.0	9.0	67.0	367.0	670.0	76.0	76.0				127.6			2.0	20.0				3,651.0	780.0	344.0	1,045.0	2,190.0	1,810.0	
合 計	266.0	181.0	676.0	9.0	67.0	367.0	670.0	76.0	76.0	68.0	67.1	2,970.8	2.0	2.0	10.0	69.0	12.0	270.9	67.0	1.0	3,651.0	780.0	344.0	1,045.0	2,190.0	1,810.0	

名称及び測定	特-19) 視線の誘導工		特-19) 路面切削工		特-110) 誘導標柱工	18-118) 六邊クorum 突出標識A
	標識A2	標識B	標準A	A	B	A
	m	m	m・月	m2	m2	箇所
下り線				7,899.8	1,000.0	1.0
上り線	3,694.0	1,011.0	63,510.0	12,895.8	3,310.9	8.0
合 計	3,694.0	1,011.0	63,510.0	20,729.6	5,301.8	8.0

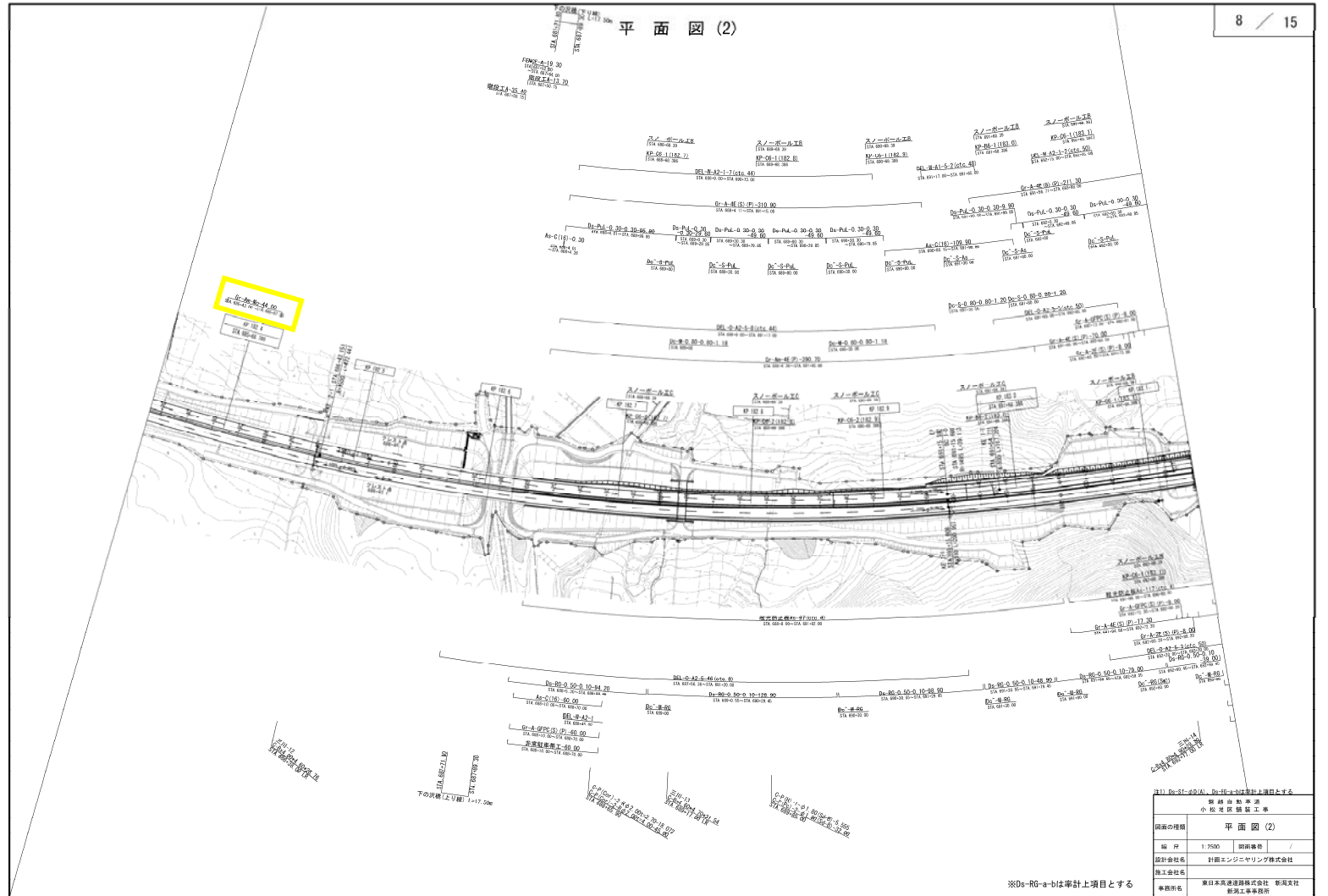
数量明細表 (2)	数量	単位	備考
数量			
単位			
備考			

対象

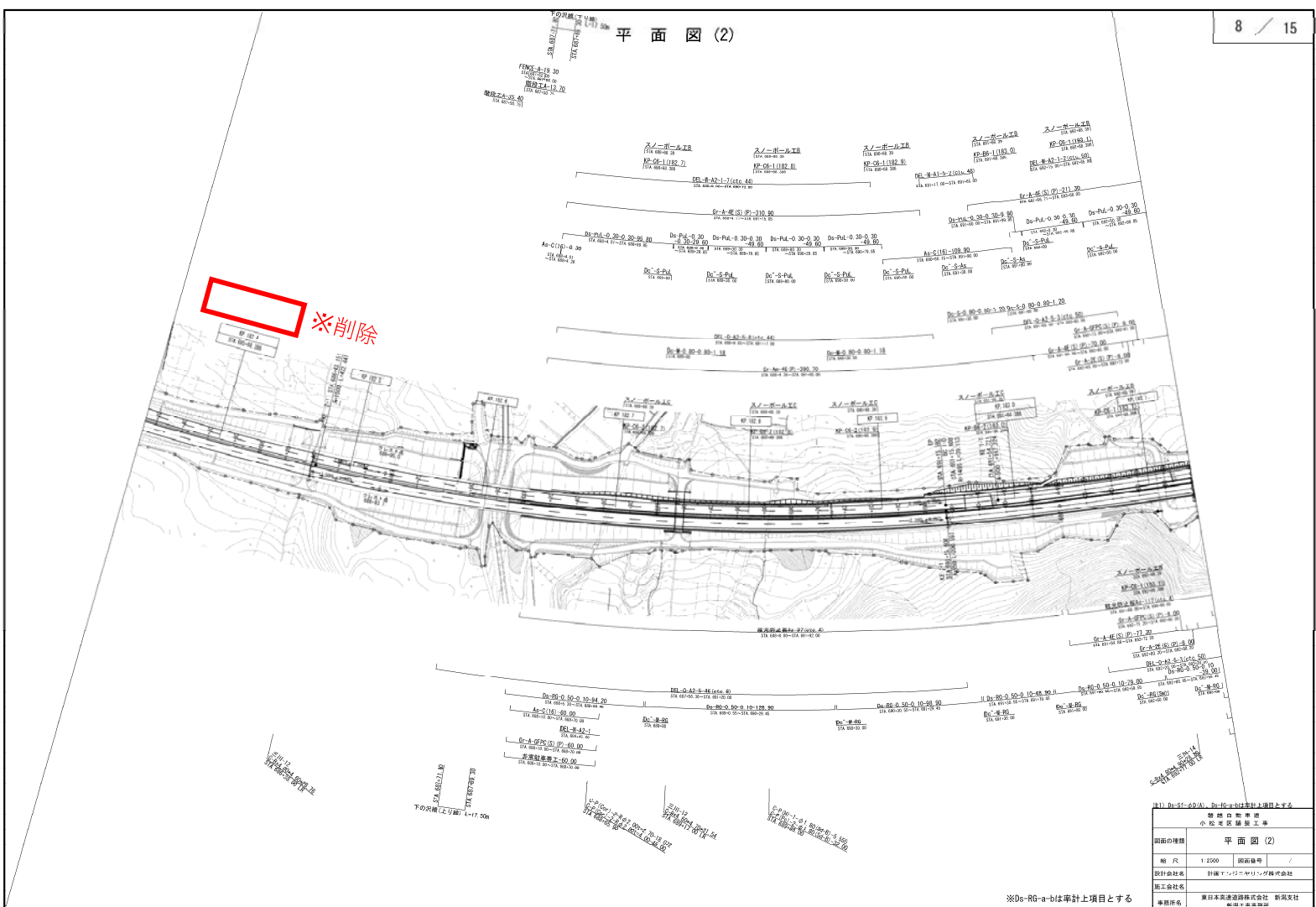
修正箇所

設計図(3)
位置図・平面図
平面図 (2)

頭



正

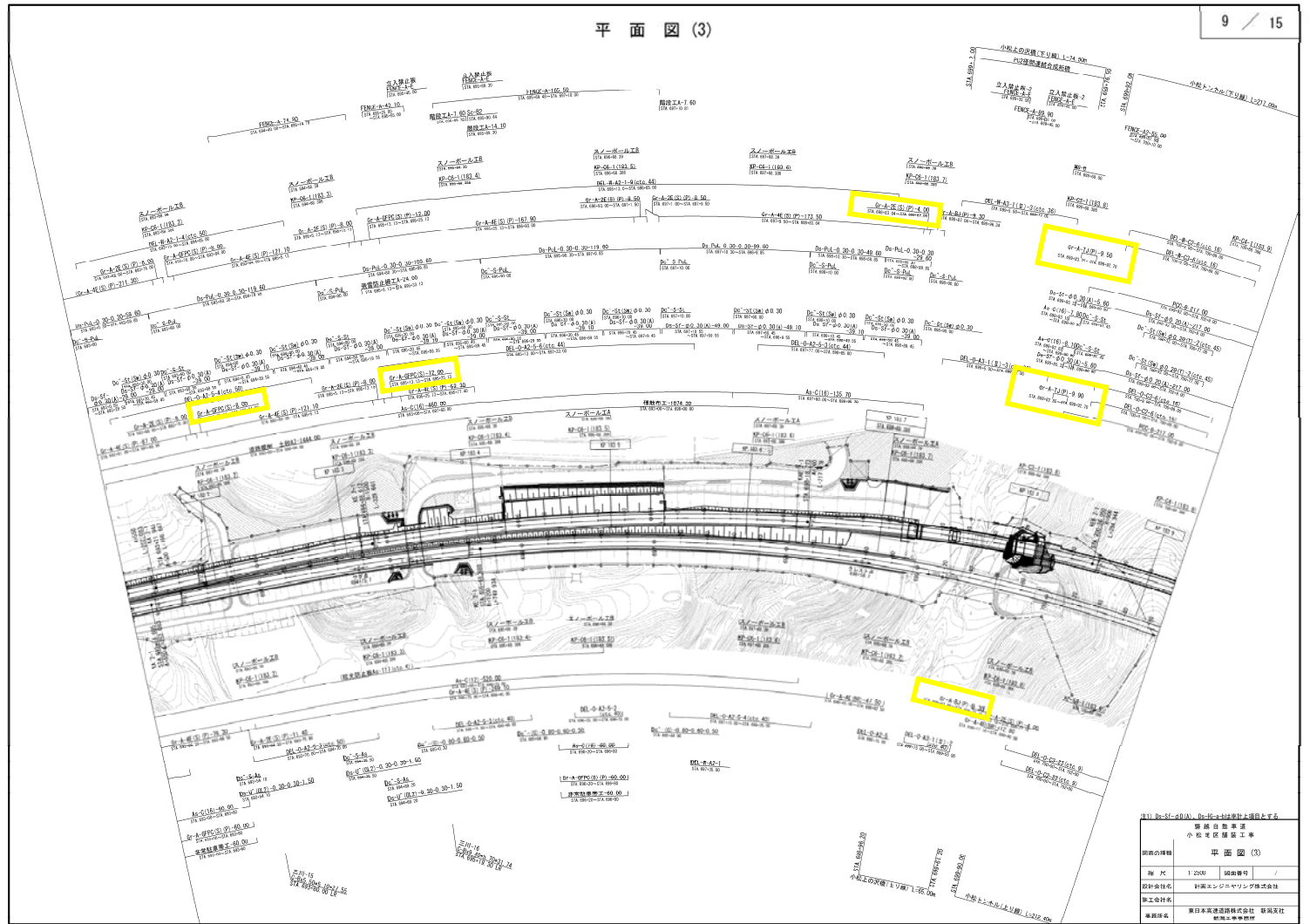


対象

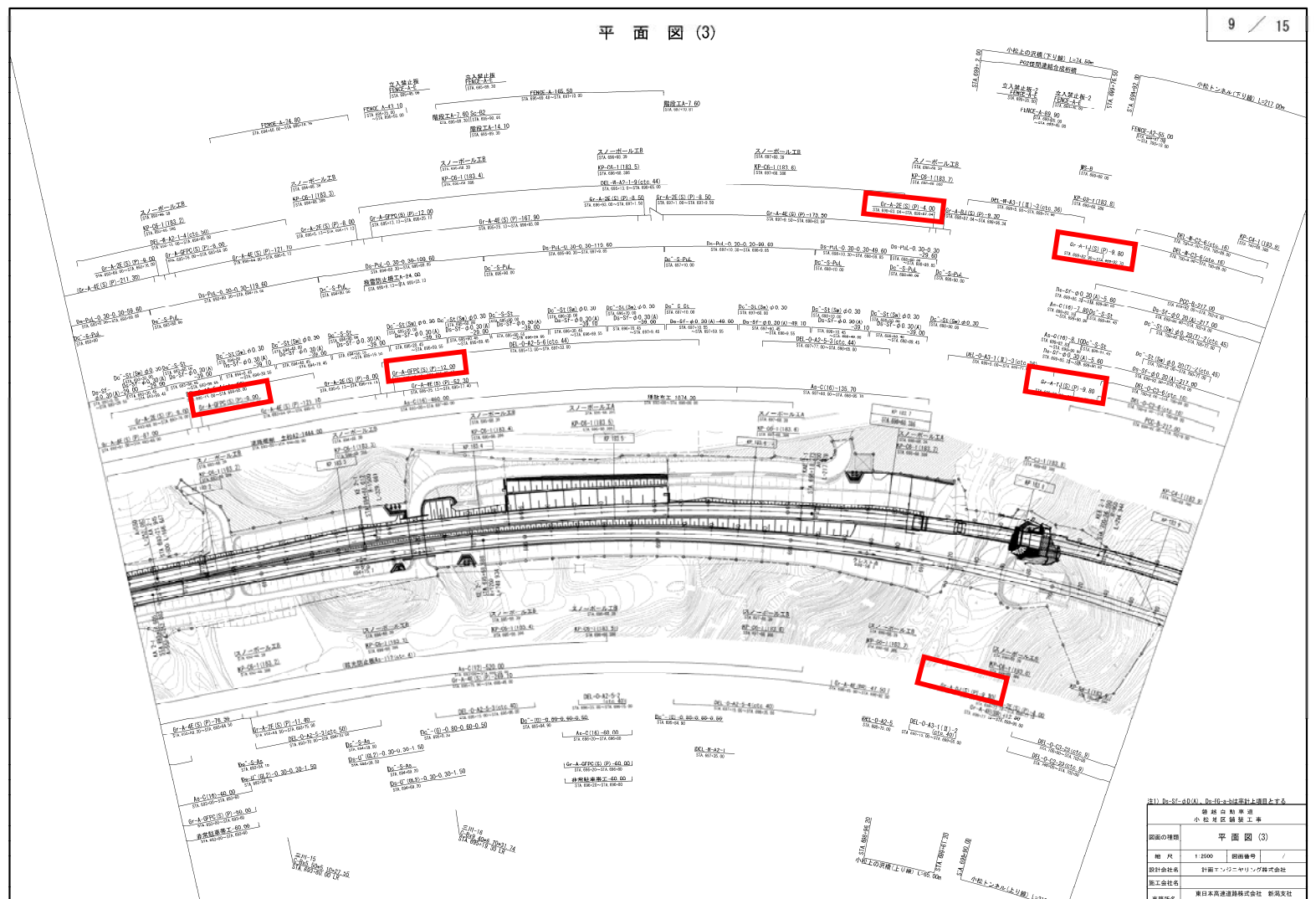
修正箇所

設計図(4)
位置図・平面図
平面図 (3)

頭



正

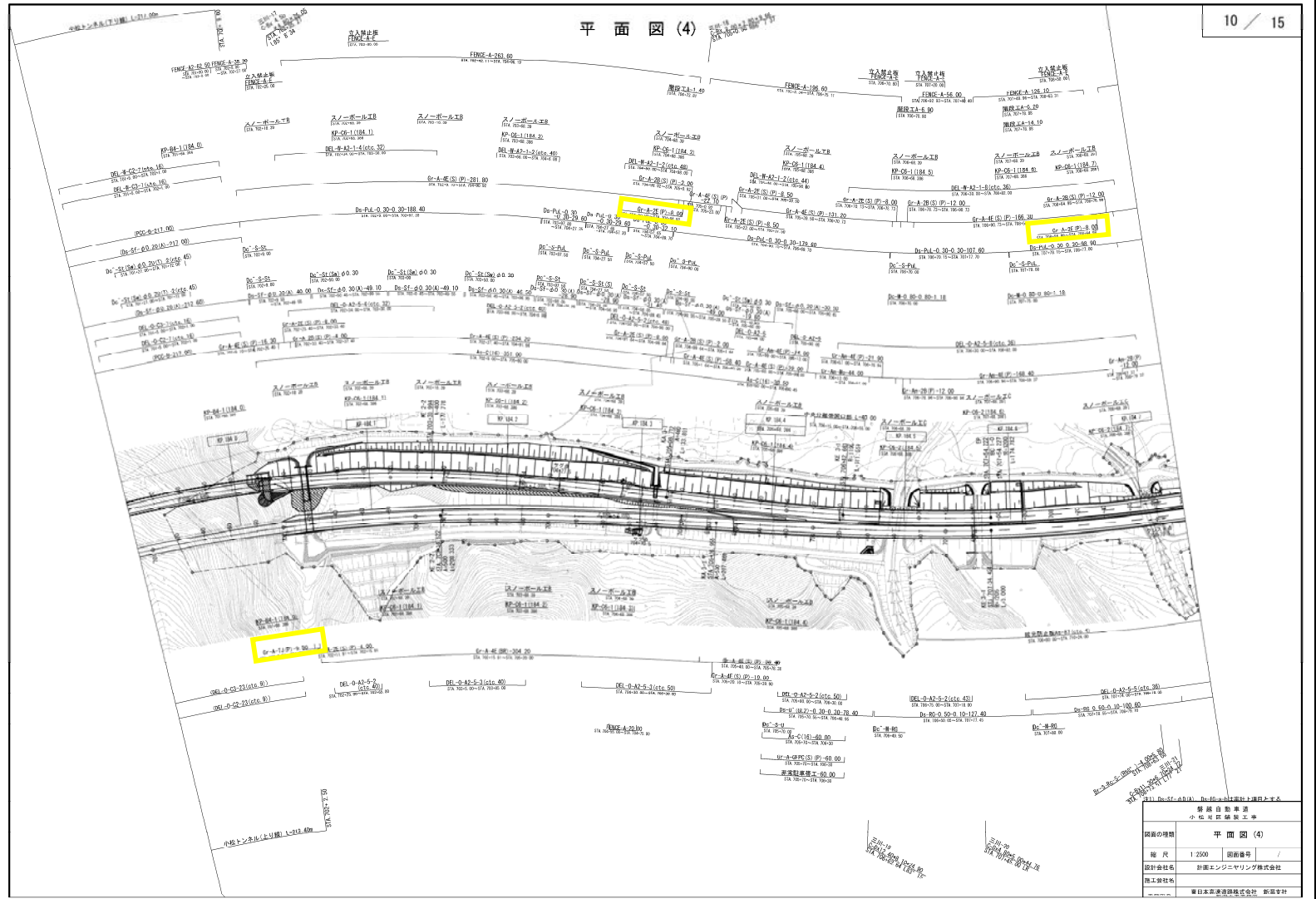


対象

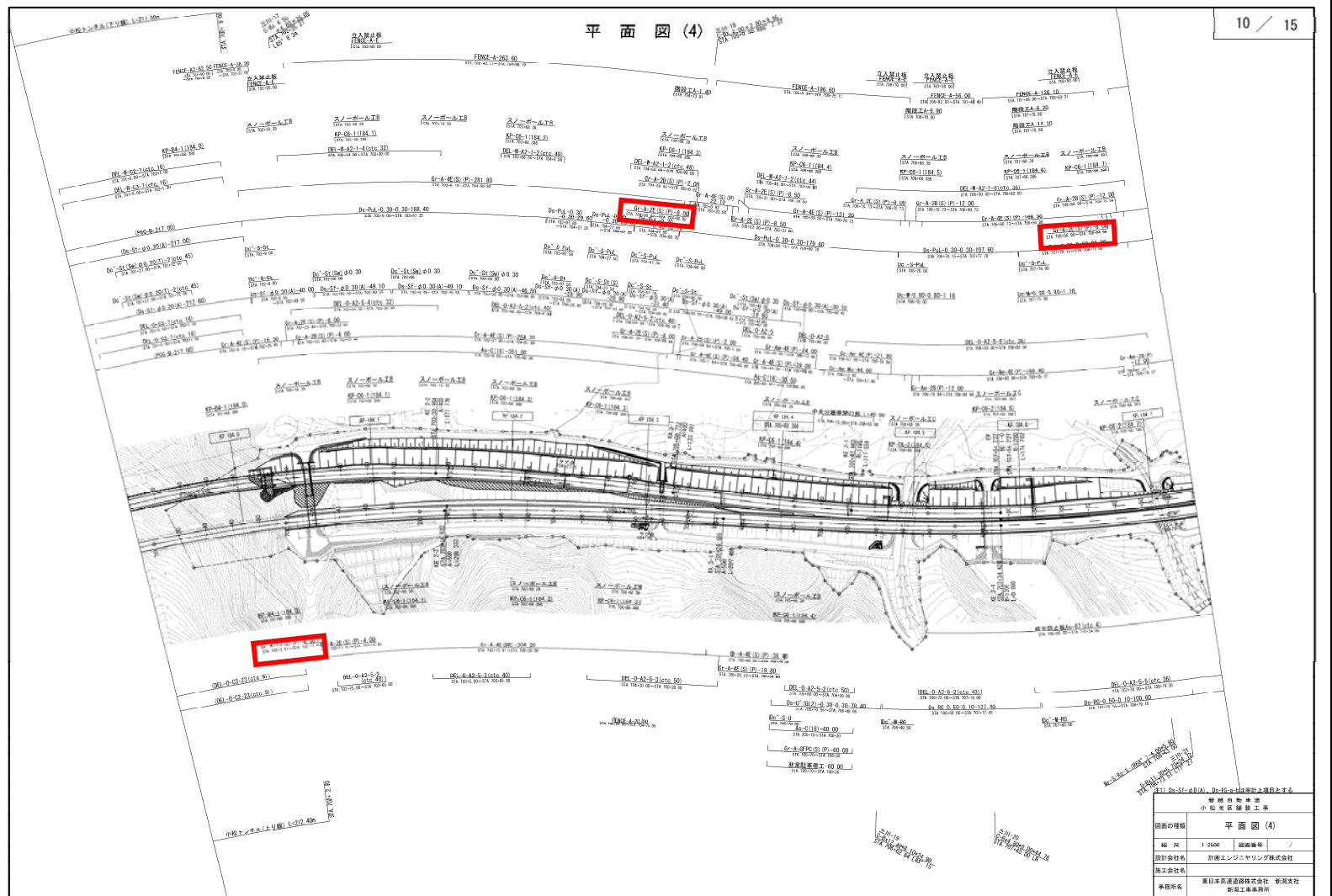
修正箇所

設計図(5)
位置図・平面図
平面図(4)

頭



正

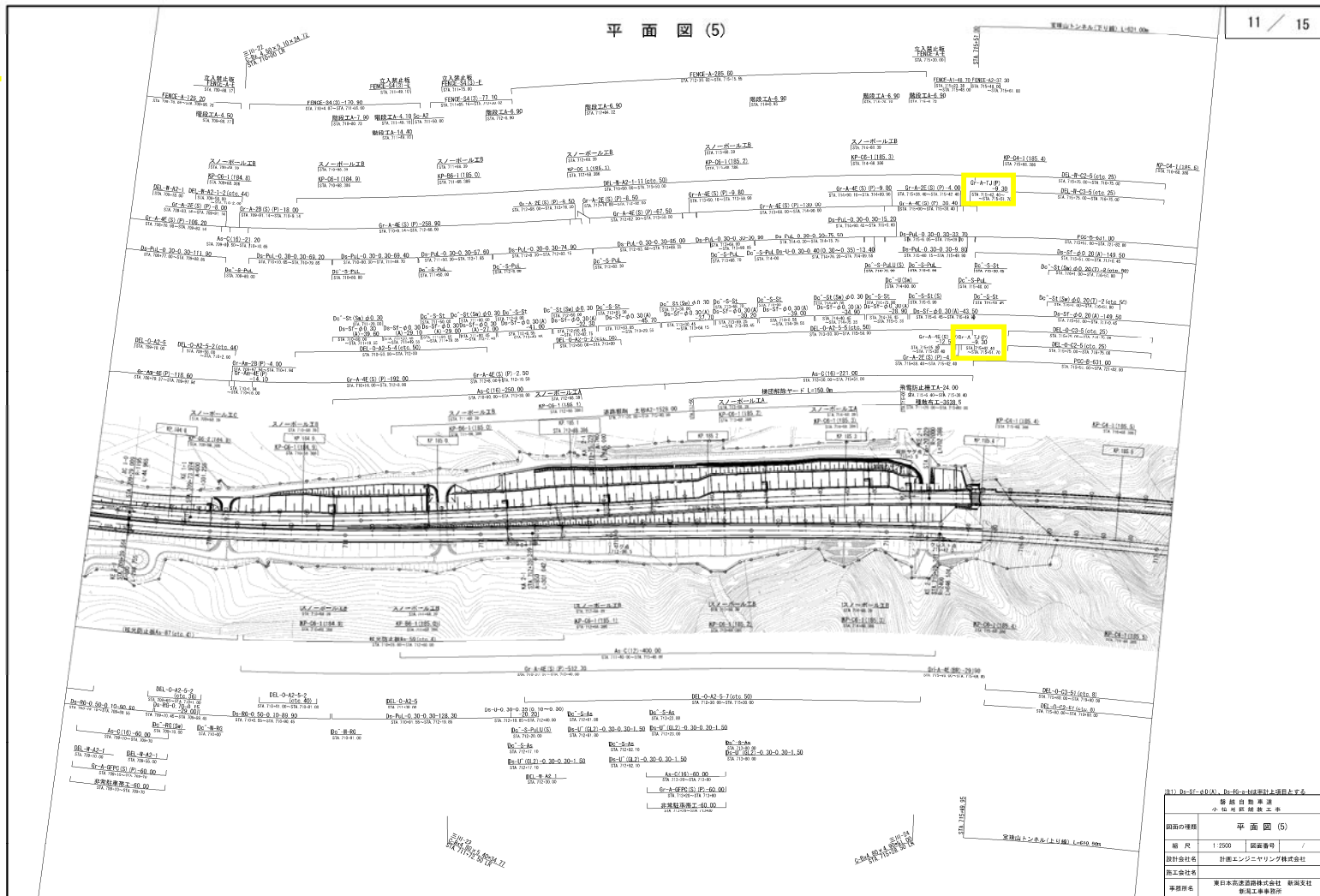


対象

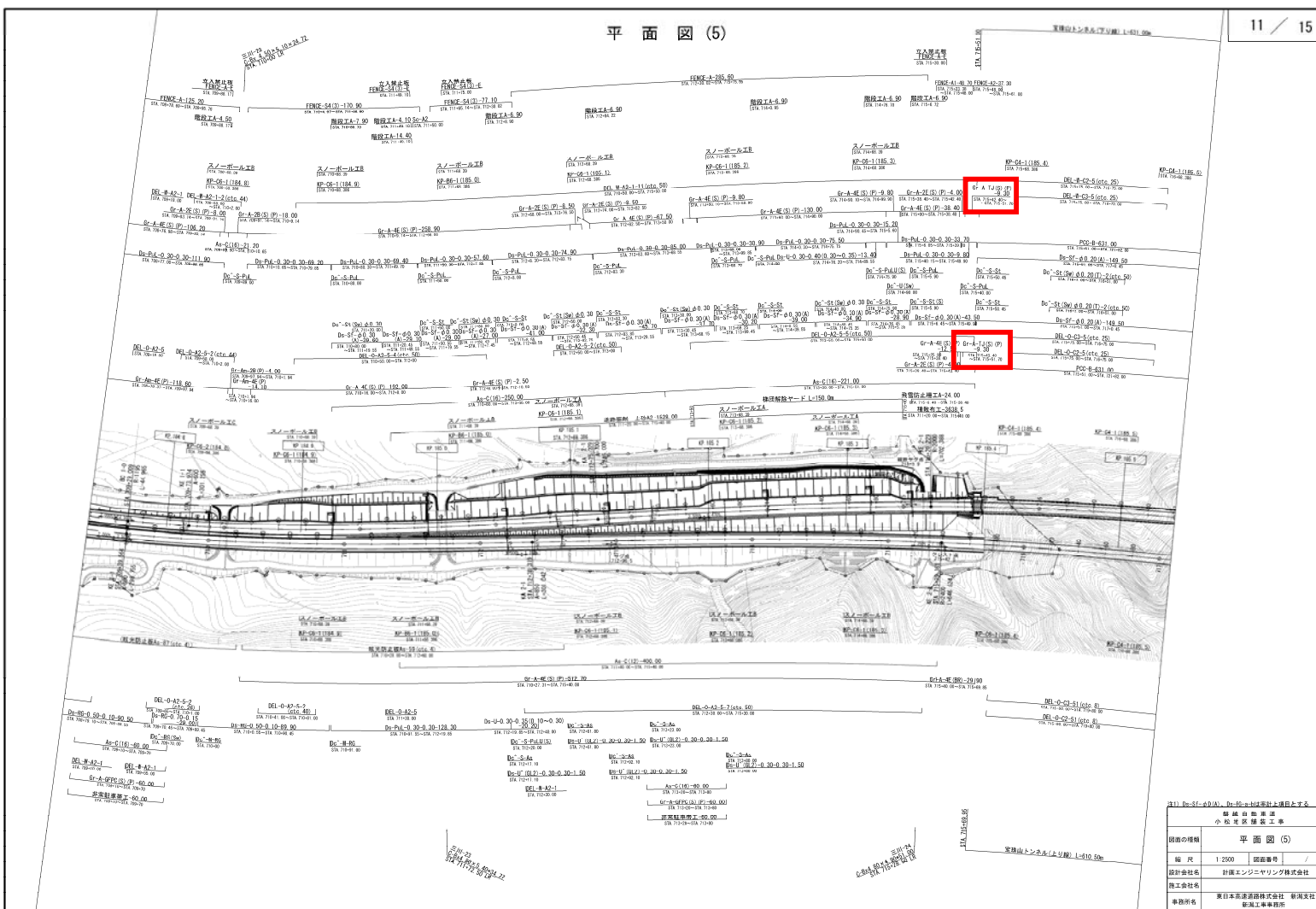
修正箇所

設計図(6)
位置図・平面図
平面図 (5)

誤



正

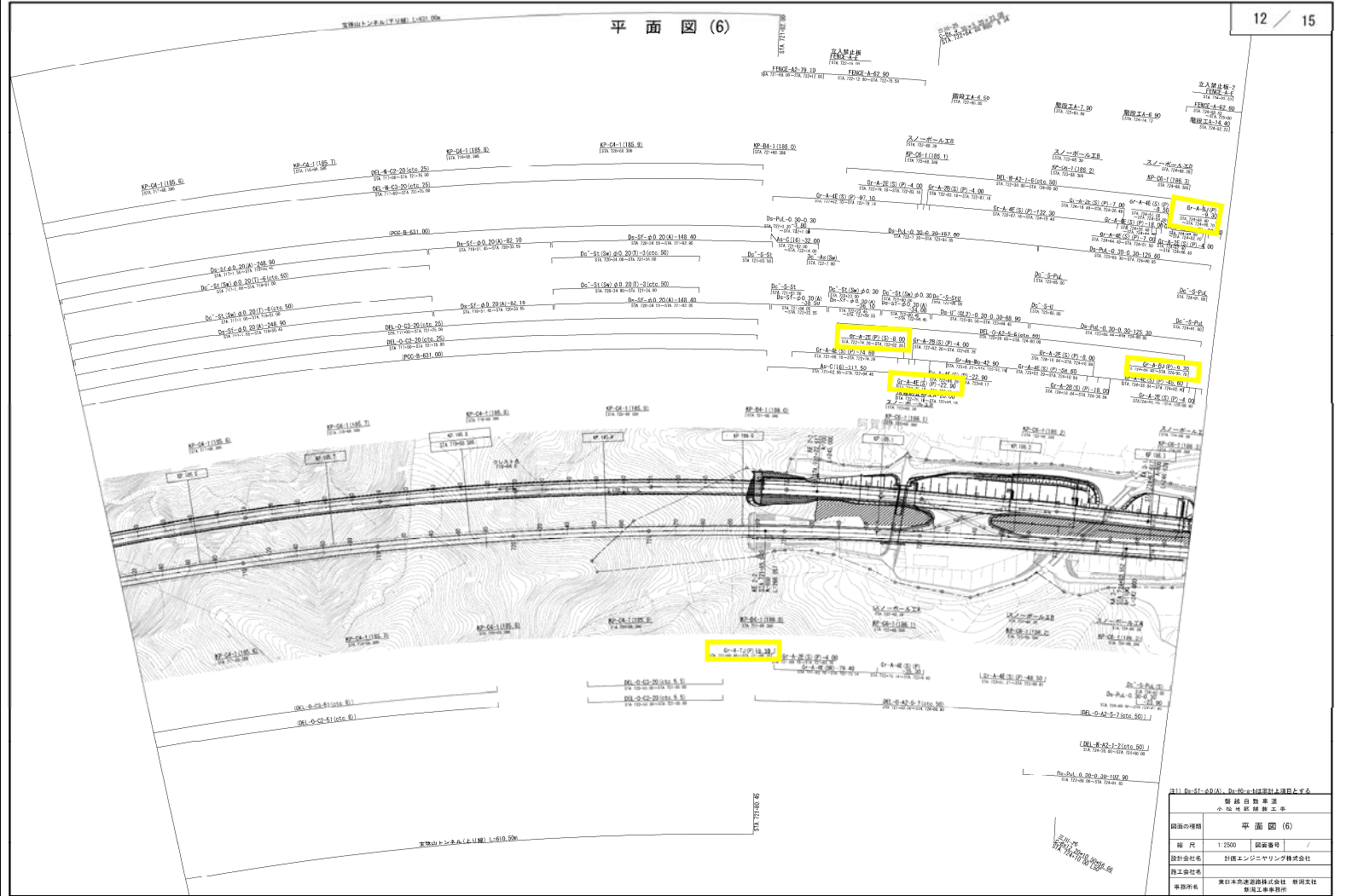


対象

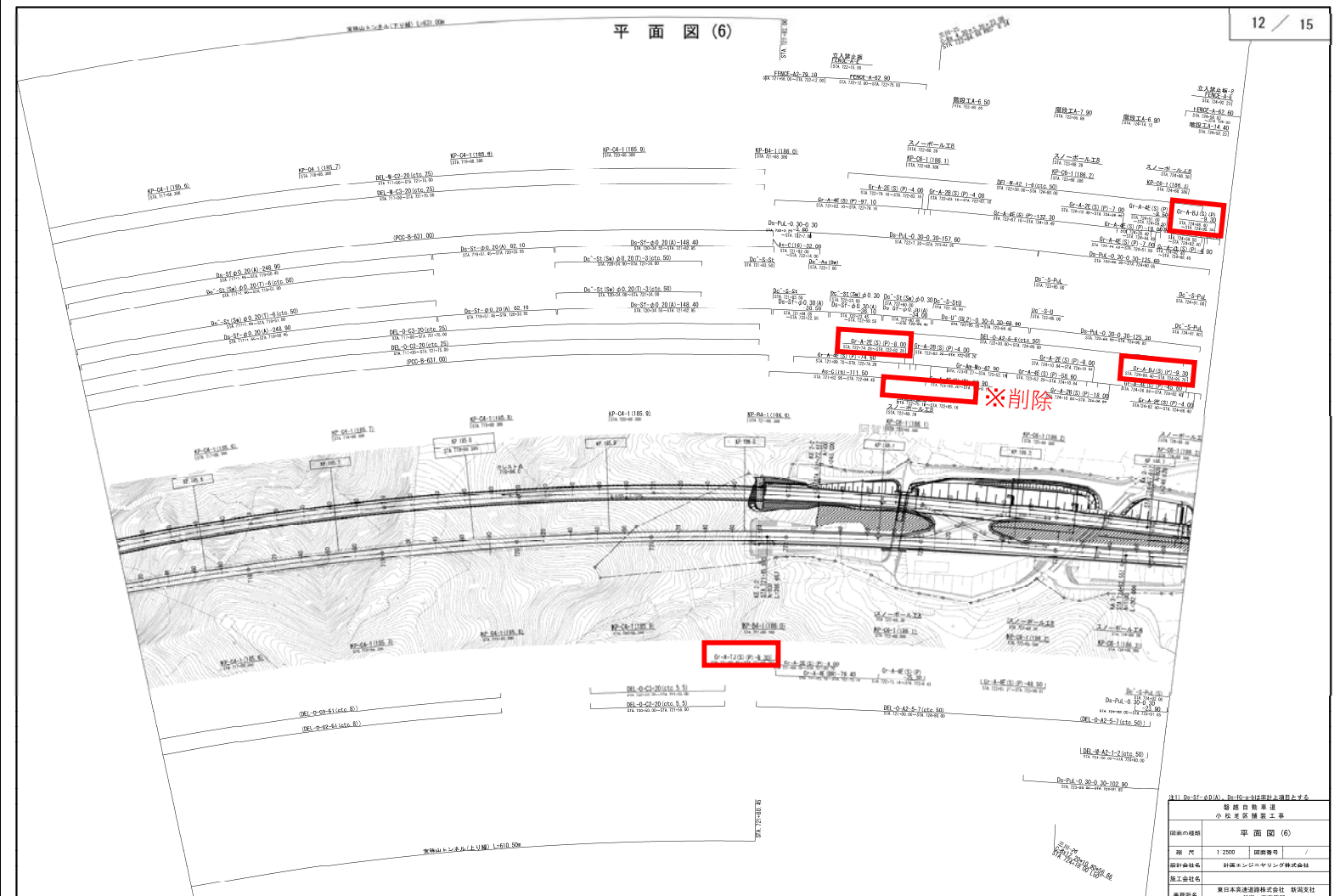
修正箇所

設計図(7)
位置図・平面図
平面図(6)

頭



正

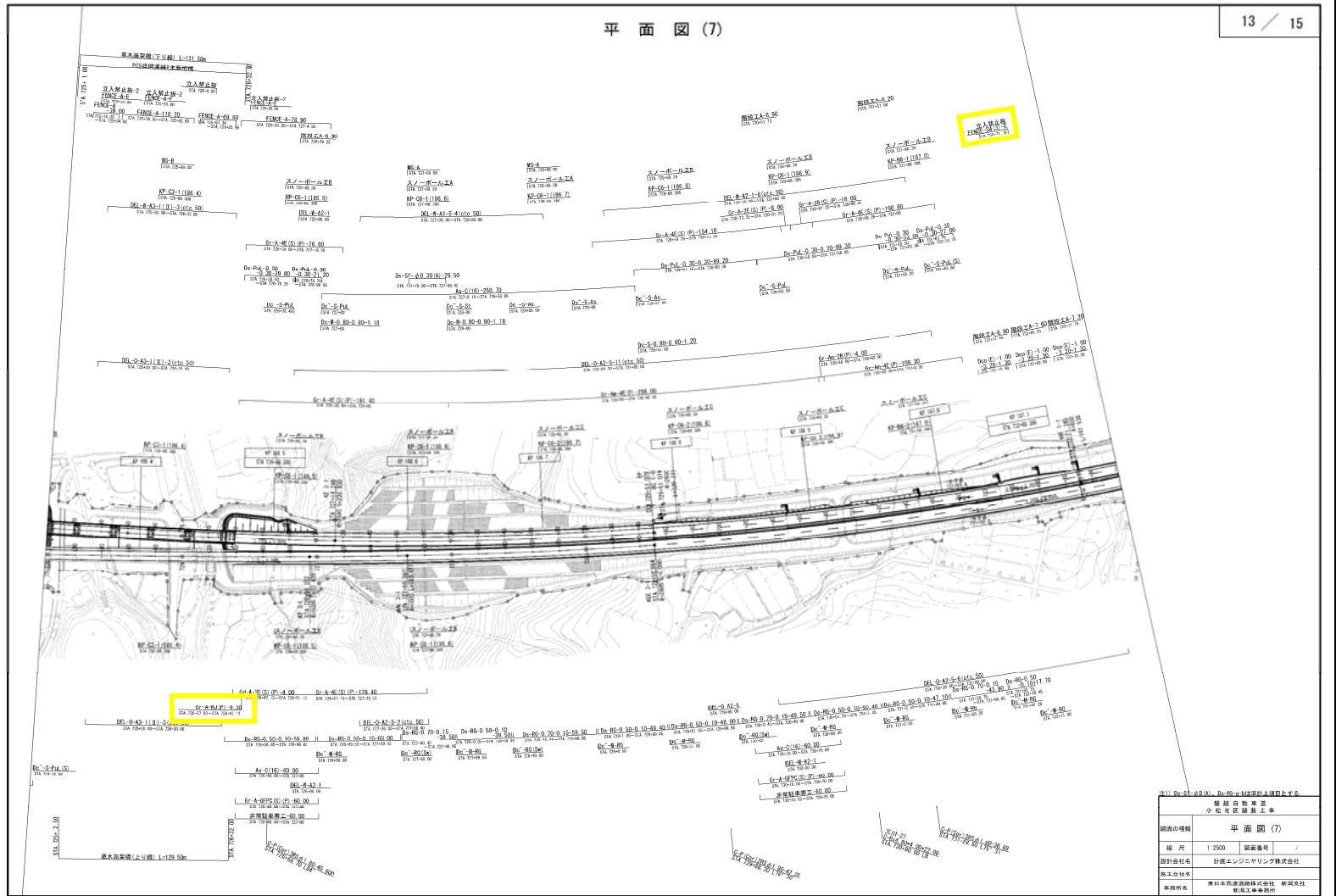


対象

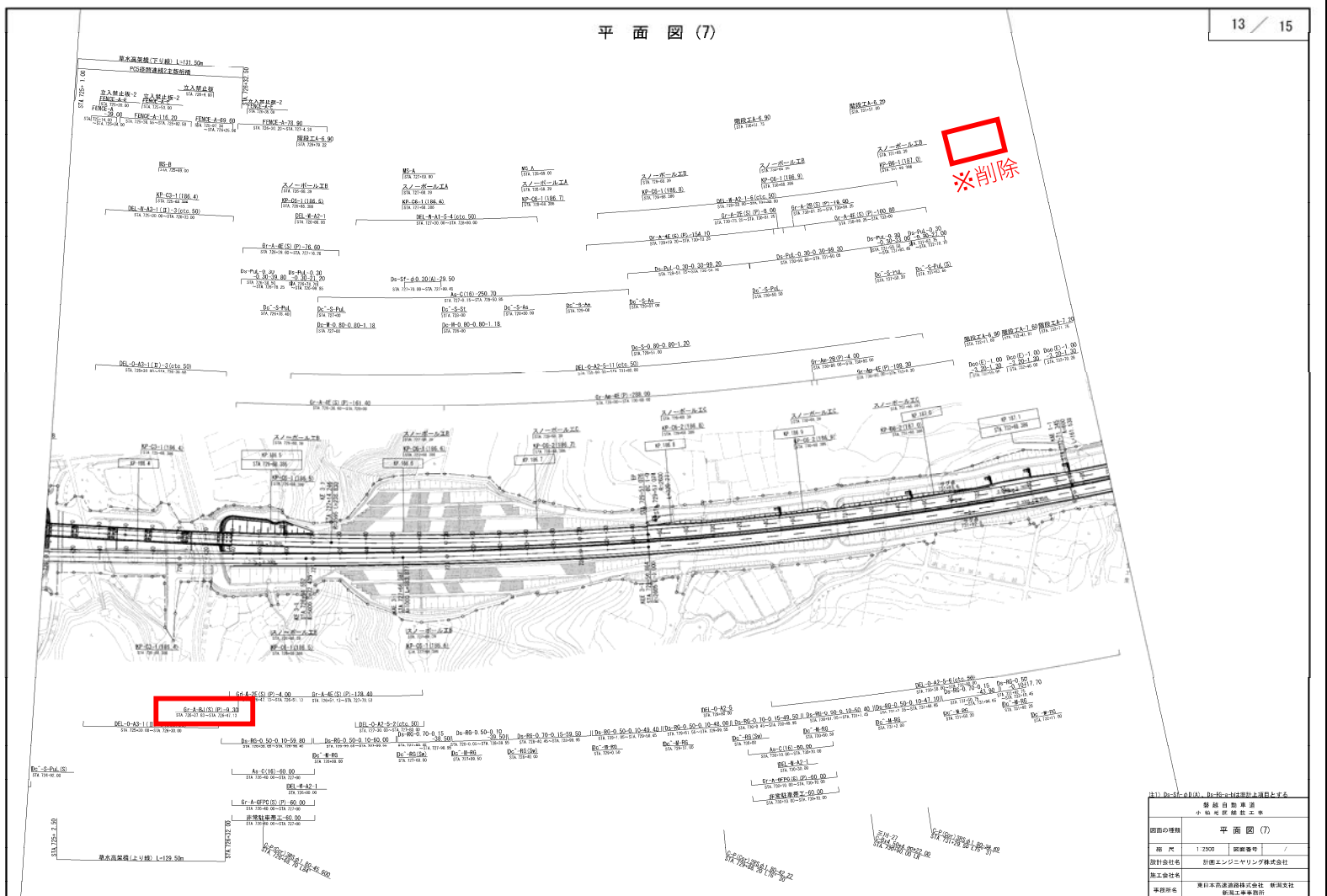
修正箇所

設計図(8)
位置図・平面図
平面図(7)

誤

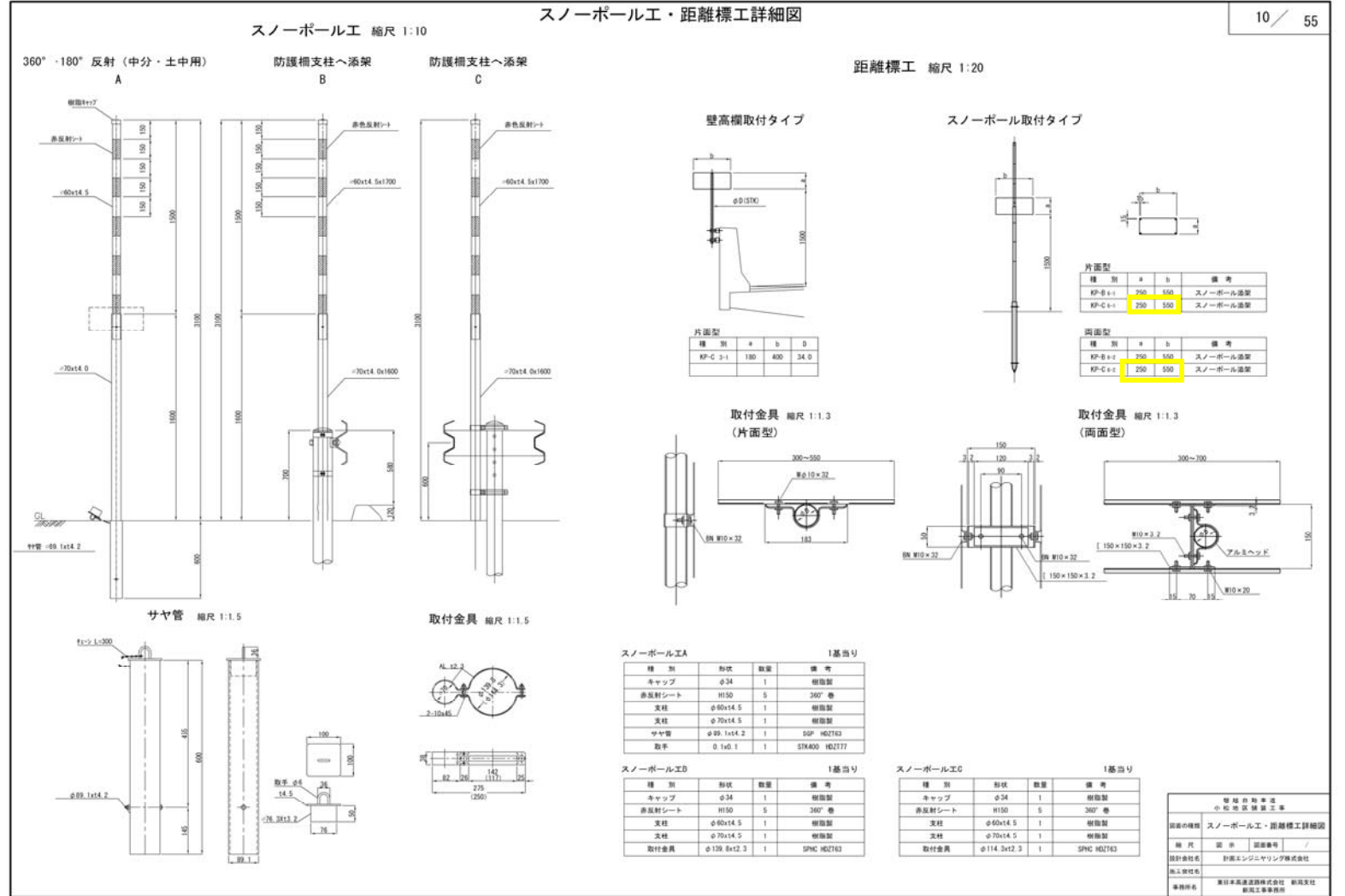


正

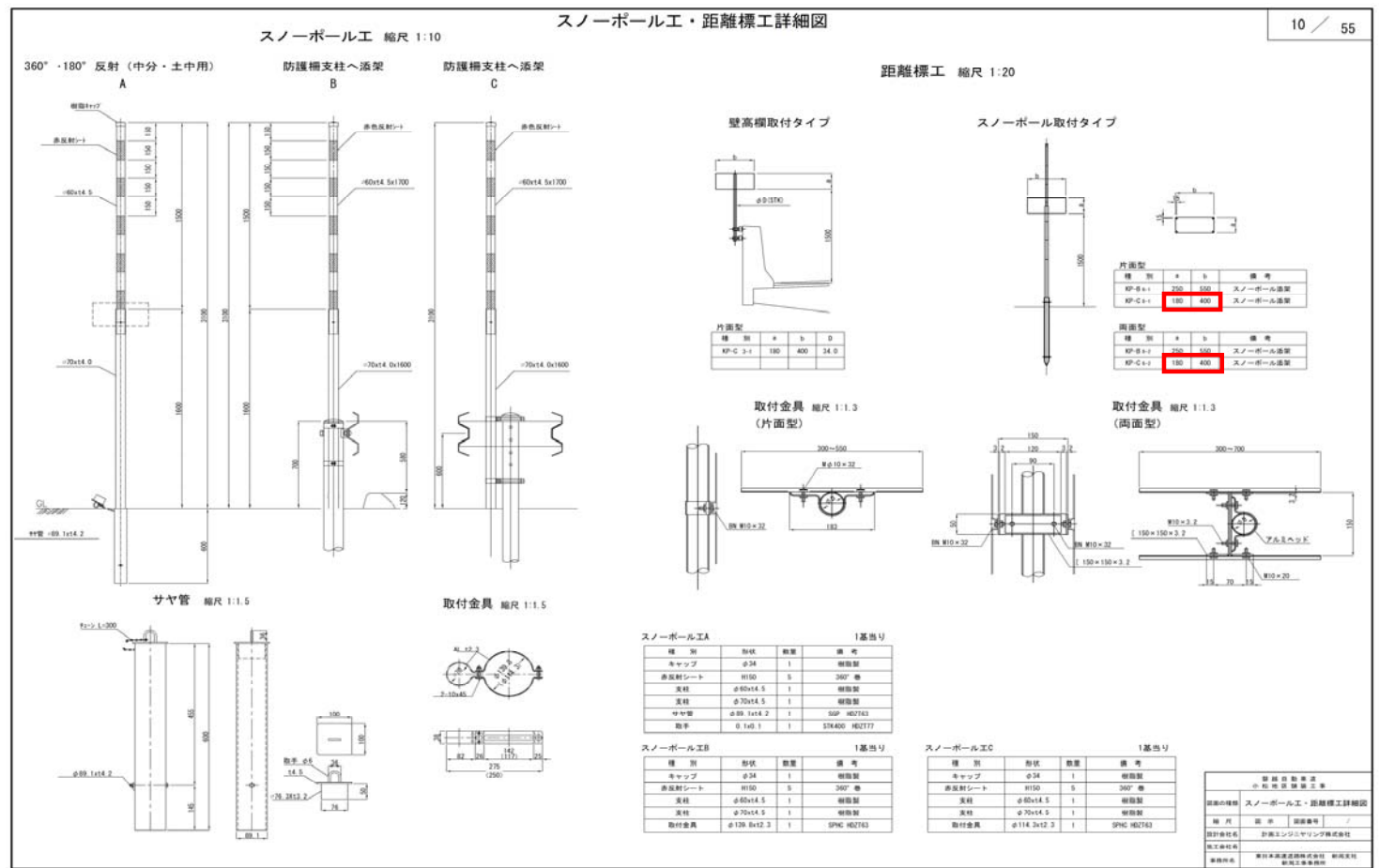


設計図(9)
詳細図
スノーポール工
距離標工詳細図

誤



正

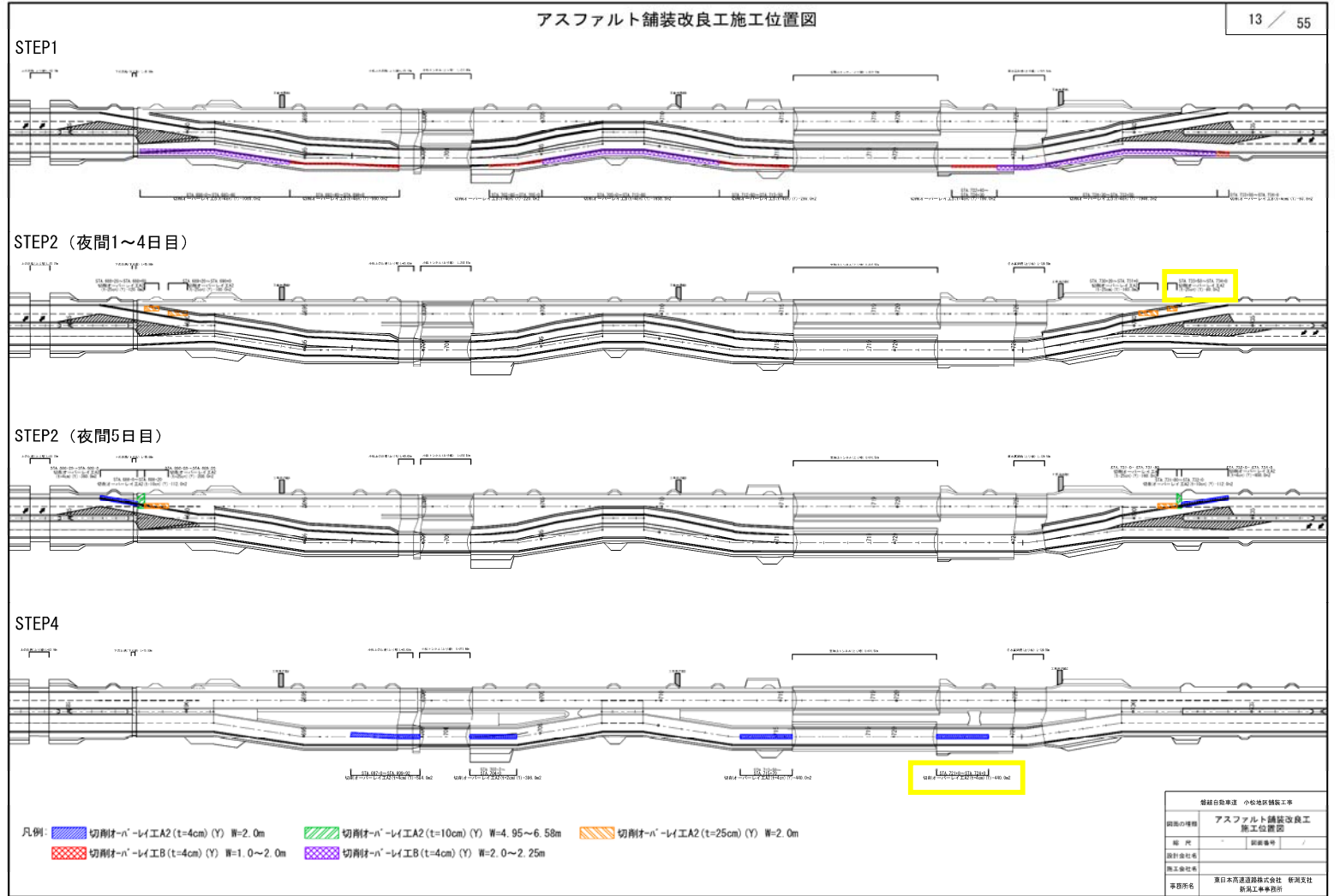


対象

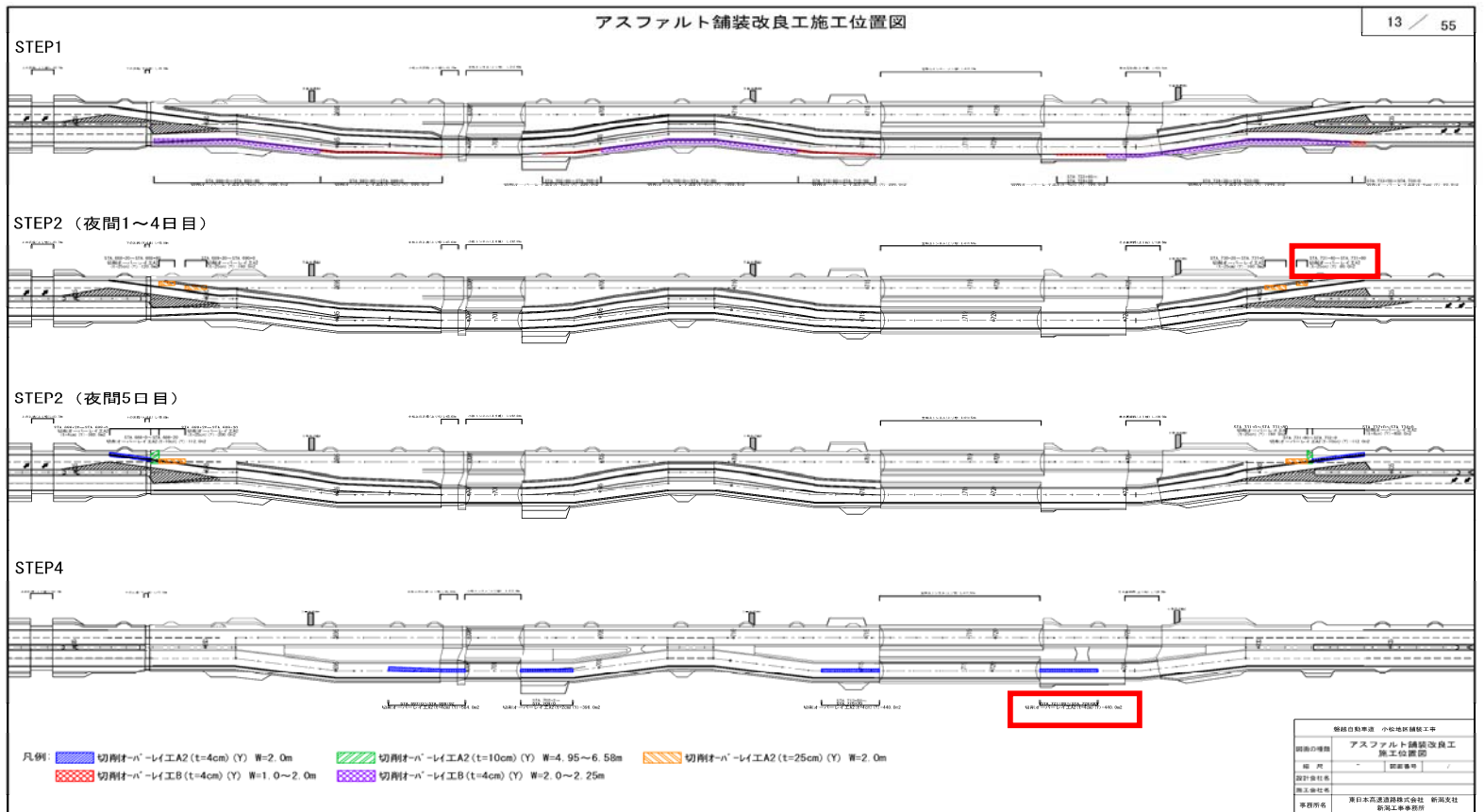
修正箇所

設計図(10)
詳細図
アスファルト舗装改良工
施工位置図

誤



正



設計図(14)
詳細図
防草シート工詳細図

誤

